次地方交付税法等の一部を改正する法律新旧対照条文

匹	三	<u> </u>	_	目
森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)(抄)(附則第六条関係)	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)(抄)(第三:	特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)(抄)(第二条関係)	地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)(抄)(第一条関係)	次
份	(第三条関係)			
76	69	63		

地方交付税法等の一部を改正する法律新旧対照条文

地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)(抄)(第一条関係)

(傍線部は改正部分)

5 高齢者保健	ど	1~3	四厚生労働費	道府県 一~三 略	類	体の種経費の種類	地方団	めるものとする。	の経費の種類の欄に掲げる経費	「個別算定経費」という。)の測定単位は、	定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの	第十二条 地方行政に要する経典	(測定単位及び単位費用)	改
六十五歳以上人口 ————————————————————————————————————	十八歳以下人口					測定単位			の欄に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定	の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表	分してその額を算定するもの(次項において	地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測		正案
			四	道府県	類	体の種	地方団	めるものとする	の経費の種類	「個別算定経費」	定するために経	第十二条 地方	(測定単位及び	
4 高齢者保健		1 3 略	厚生労働費	三略		経費の種類		9る。	0)	という。		万行政に要する経	及び単位費用)	
六十五歳以上人口						測			費について、そ)の測定単位は、	費の種類を区分してその額を算定するも	費のうち各地方		現行
						定単			れぞれその	地方団体の	算定するも	団体の財政		
						位			欄に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定	地方団体の種類ごとに次の表	の(次項において	地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測		

度の減収を補塡するため当該各年度にお	成十六年度から平成十八年度までの各年	償還費 る平成六年度から平成八年度まで及び平	十一 減税補塡債 個人の道府県民税に係る特別減税等によ	の額	発行について同意又は許可を得た地方債	虚費 度の財源対策のため当該各年度にお	十 財源対策債償 平成十六年度から令和五年度までの各年	債の額	に発行について同意又は許可を得た地方	塡債償還費 ら令和五年度までの各年度において	九 地方税減収補 地方税の減収補塡のため平成十六年度か	は許可を得た地方債の額	の財源に充てるため発行について同意又	度において国の補正予算等に係る事業費	平成十六年度から令和五年度までの	債に係る元利償還金	財源に充てるため発行を許可された地方	還費 において国の補正予算等に係る事業費	八 補正予算債償 平成四年度から平成十年度までの各年度	五~七 略	6 労働費 人口	福祉費 七十五歳以上人口
ළ に お 	の各年	及 び 平 	寺によ		地方債	わいて	8年		た地方	· て 特別	年度か		问 意 又	争業費	8年		に地方	来費の	年度			
		償還弗	十一			還費	十財源			塡債億	九 地方							還費	八 補正	五~七		福祉
度の減収を補塡するため当該各年度にお	成十五年度から平成十八年度までの各年	償還費 る平成六年度から平成八年度まで及び平	十一 減税補塡債 個人の道府県民税に係る特別減税等によ	の額	発行について同意又は許可を得た地方債	還費 度の財源対策のため当該各年度において	十 財源対策債償 平成十五年度から令和四年度までの各年	債の額	に発行について同意又は許可を得た地方	塡債償還費 ら令和四年度までの各年度において特別	九 地方税減収補 地方税の減収補塡のため平成十五年度か	は許可を得た地方債	の財源に充てるため発行について同意又	度において国の補正予算等に係る事業費	平成十六年度から令和四年度までの各年	債に係る元利償還金	財源に充てるため発行を許可された地方	還費 において国の補正予算等に係る事業費の	八 補正予算債償 平成四年度から平成十年度までの各年度	五~七略	5 労働費 人口	福祉費 七十五歳以上人口

							市町村													
ど	1		育費	4 その他の教	1 ~ 3 略	三教育費	一·二 略			施策債償還費	十四 国土強靱化		施莱等責賞眾費	十三 東日本大震			策債償還費	十二 臨時財政対		
十八歳以下人口				人口				得た地方債の額	充てるため発行について同意又は許可を	において国土強靱化施策に要する費用に	令和元年度から令和五年度までの各年度	ついて司意又は許可を得た地方責の領がの場合に対している。	・	平度こおって東日本大震災全国緊急方災 平成二十五年度から令和五年度までの各	額	こすことができることとされた地方債の	和五年度までの各年度において特別に起	臨時財政対策のため平成十六年度から令	れた地方債の額	いて特別に起こすことができることとさ
							#													
							市町村													
	1 1 3 字 8 略		育費	4 その他の教	1 ~ 3 略	三教育費	一·二 略			施策債償還費	十四 国土強靱化	方罗等信仰遗嘱	施莱等責賞墨費	光全国紧急方段十三 東日本大震			策債償還費	十二 臨時財政対		
		学校就学前子どもの数	幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小	人口				得た地方債の額	充てるため発行について同意又は許可を	において国土強靱化施策に要する費用に	令和元年度から令和四年度までの各年度	ついて司意又は許可を得た地方責の領方の行ので、「おからない」で、「おからない」では、「おいった」では、「いった」	施策等こ要する費用こ充てるため発行こ 年 別において 夏日本 フ震災空目緊急隊災	手度こおって東日本大震災全国緊急方災 平成二十五年度から令和四年度までの各	額	こすことができることとされた地方債の	和四年度までの各年度において特別に起	臨時財政対策のため平成十五年度から令	れた地方債の額	いて特別に起こすことができることとさ

			1		3	2																
一~二十六	種類	測定単位の	、総務省	れぞれ中	前二項	略																
十六			総務省令で定めるところにより算定する。	れぞれ中欄に定める算定の基礎により、	前二項の測定単位の数値は、				施策債償還費	十五 国土強靱化		施策等債償還費	災全国緊急防災	十四 東日本大震			策債償還費	十三 臨時財政対				
		測定単位の数値の算定の基礎	より算定する。	礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて	、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、		得た地方債の額	充てるため発行について同意又は許可を	において国土強靭化施策に要する費用に	令和元年度から令和五年度までの各年度	ついて同意又は許可を得た地方債の額	施策等に要する費用に充てるため発行に	年度において東日本大震災全国緊急防災	平成二十五年度から令和五年度までの各	額	こすことができることとされた地方債	和五年度までの各年度において特別に起	臨時財政対策のため平成十六年度から令	れた地方債の額	いて特別に起こすことができることとさ	度の減収を補塡するため当該各年度にお	成十六年度から平成十八年度までの各年
	単位	表示		に基づいて	につき、そ			許可を	費用に	各年度	の額	発行に	急防災	5での各		方債の	別に起	から令		ととさ	-度にお	<i>(</i>) 各
			1 \		3	2																
一~二十六	種類	測定単位の	総務省令	れぞれ中欄	前二項の	略				+				<u>+</u>				+				
			総務省令で定めるところにより算定する。	れぞれ中欄に定める算定の基礎により、	前二項の測定単位の数値は、				施策債償還費	-五 国土強靱化		施策等債償還費	災全国緊急防災	-四 東日本大震			策債償還費	-三 臨時財政対				
		測定単位の数値の算定の基礎	!より算定する。	宝礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて	2、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、そ		得た地方債の額	充てるため発行について同意又は許可を	において国土強靱化施策に要する費用に	令和元年度から令和四年度までの各年度	ついて同意又は許可を得た地方債	施策等に要する費用に充てるため発行に	年度において東日本大震災全国緊急防災	平成二十五年度から令和四年度までの各	額	こすことができることとされた地方債の	和四年度までの各年度において特別に起	臨時財政対策のため平成十五年度から令	れた地方債の額	いて特別に起こすことができることとさ	度の減収を補塡するため当該各年度にお	成十五年度から平成十八年度までの各年
	単位	表示		位に基づい	位につき、			乂は許可を	9る費用に	での各年度	万債の額	ため発行に	 国緊急防災	度までの各		た地方債の	(特別に起	牛度から令		ることとさ	各年度にお	までの各年

													•									
四十 災害	九略	三十~三十	人口	八歳以下	二十九十	部人口	二十八市					村部人口	二十七町									略
(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事				八歳以下の人口	最近の国勢調査の結果による当該地方団体の十	当該市(福祉事務所設置町村を含む。)の人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による	に係るもの	「福祉事務所設置町村」という。)を除く。)	関する事務所を設置する町村(次号において	和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に	当該道府県の人口のうち町村(社会福祉法(昭	官報で公示された最近の国勢調査の結果による									
千円					人		人						人									
四十 災害	九略	三十~三十				部人口	二十九市					村部人口	二十八町	もの数	学前子ど	小学校就	ども園の	型認定こ	幼保連携	稚園及び	二十七幼	略
(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事						当該市(福祉事務所設置町村を含む。)の人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による	に係るもの	「福祉事務所設置町村」という。)を除く。)	関する事務所を設置する町村(次号において	和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に	当該道府県の人口のうち町村(社会福祉法(昭	官報で公示された最近の国勢調査の結果による				号に掲げるものに限る。)の数	第二十条第一項の認定に係る同法第十九条第一	る小学校就学前子ども(子ども・子育て支援法	の幼稚園及び幼保連携型認定こども園に在籍す	最近の学校基本調査の結果による当該市町村立	

るものを除く。)の当該年度における元利償		るものを除く。)の当該年度における元利償	
意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定す		意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定す	
四年度までの各年度において発行について同		五年度までの各年度において発行について同	
許可を得た地方債(平成二十三年度から令和		許可を得た地方債(平成二十三年度から令和	
る負担金に充てるため発行について同意又は		る負担金に充てるため発行について同意又は	
動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係		動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係	
業に係る経費又は国の行う地盤沈下、地盤変		業に係る経費又は国の行う地盤沈下、地盤変	
地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事		地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事	
(2) 国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、		② 国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、	
<° →		<°)	
における元利償還金(6)に掲げるものを除		における元利償還金(6)に掲げるものを除	
務大臣の指定するものを除く。)の当該年度		務大臣の指定するものを除く。)の当該年度	
発行について同意又は許可を得た地方債で総		発行について同意又は許可を得た地方債で総	
二年度から令和四年度までの各年度において	利償還金	二年度から令和五年度までの各年度において	利償還金
ついて同意又は許可を得た地方債(平成二十	に係る元	ついて同意又は許可を得た地方債(平成二十	に係る元
災害復旧事業に係る経費に充てるため発行に	た地方債	災害復旧事業に係る経費に充てるため発行に	た地方債
還金及び国庫の負担金を受けないで施行した	許可を得	還金及び国庫の負担金を受けないで施行した	許可を得
るものを除く。)の当該年度における元利償	同意又は	るものを除く。)の当該年度における元利償	同意又は
意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定す	について	意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定す	について
四年度までの各年度において発行について同	ため発行	五年度までの各年度において発行について同	ため発行
許可を得た地方債(平成二十三年度から全和	に充てる	許可を得た地方債(平成二十三年度から令和	に充てる
る負担金に充てるため発行について同意又は	費の財源	る負担金に充てるため発行について同意又は	費の財源
業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係	復旧事業	業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係	復旧事業

-																				
方税の減 地	方債の額	又は許可	いて同意	発行につ	てるため	財源に充	事業費の	等に係る	補正予算	いて国の	年度にお	までの各	和五年度	度から令	成十六年	四十三	十二略	四 十 一 · 四		
び利子割、法人の行う事業に対する事業税、(1) 道府県にあつては道府県民税の法人税割及(イ)								するものの額	予備費の使用に係るもののうち総務大臣が指定	予算により追加された歳出又は国の公共事業等	金又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正	を得た地方債で当該国庫の負担金若しくは補助	での各年度において発行について同意又は許可	金に充てるため平成十六年度から令和五年度ま	事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担	国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した。			(3) (6) 略	還金
千円																千円				
方税の減地	+ +			₹%														四		
の 減 地	方債の額	又は許可	いて同意	発行につ	てるため	財源に充	事業費の	等に係る	補正予算	いて国の	年度にお	までの各	和四年度	度から令	成十六年	四十三平	十二略	四 十 一 · 四		
び利子割、法人の行う事業に対する事業税、(1) 道府県にあつては道府県民税の法人税割及	のた	又は許可	いて同意	光行につ 一	てるため	財源に充	事業費の	等に係るするものの額	補正予算 予備費の使用に係るもののうち総務大臣が指定	て 国	年度にお 金又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正	までの各を得た地方債で当該国庫の負担金若しくは補助	和四年度 での各年度において発行について同意又は許可	度から令 金に充てるため平成十六年度から令和四年度ま	成十六年 事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担	平 国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した		•	(3) (6) 略	還金
で (1)	のた	又は許可	いて同意	光行につ こうしゅう こう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こう こうしゅう こう	てるため	財源に充	事業費の			国の						平		•		還金

	令和四年度までの各年度において発行について	和四年度		午度 令和五年度までの各年度において発行について	和五年度
	業等に係る経費に充てるため平成十三年度から	度から令		9令 業等に係る経費に充てるため平成十三年度から	度から令
	業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事	成十三年		三年 業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事	成十三年
千円	一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事	四十五平	千円	平 一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事	四十五
	(2) 略			(2) 略	
	相当する額			相当する額	
	又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に			又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に	
	での各年度において特別に発行について同意			の各年度において特別に発行について同意	
	十五年度及び平成十七年度から令和四年度ま			十七年度から令和五年度まで	
	税交付金」という。)の減収補塡のため平成			税交付金」という。)の減収補塡のため平成	
	対する事業税に係る交付金(以下「法人事業	方債の額		の額 対する事業税に係る交付金(以下「法人事業	方債の額
	対し交付するものとされる法人の行う事業に	を得た地		に地 対し交付するものとされる法人の行う事業に	を得た地
	第七百三十四条第四項の規定により市町村に	又は許可		計可 第七百三十四条第四項の規定により市町村に	又は許可
	という。)及び同法第七十二条の七十六又は	いて同意		同意 という。)及び同法第七十二条の七十六又は	いて同意
	利子割に係る交付金(以下「利子割交付金」	発行につ		につ 利子割に係る交付金(以下「利子割交付金」	発行につ
	定により市町村に対し交付するものとされる	て特別に		別に 定により市町村に対し交付するものとされる	て特別に
	律第二百二十六号)第七十一条の二十六の規	度におい		9い 律第二百二十六号)第七十一条の二十六の規	度におい
	民税の法人税割、地方税法(昭和二十五年法	での各年		6年 民税の法人税割、地方税法(昭和二十五年法	での各年
	十五に相当する額、市町村にあつては市町村	四年度ま		 十五に相当する額、市町村にあつては市町村	五年度ま
	て同意又は許可を得た地方債の額の百分の七	から令和		P和 て同意又は許可を得た地方債の額の百分の七	から令和
	年度までの各年度において特別に発行につい	十五年度		平度 年度までの各年度において特別に発行につい	十六年度
	税の減収補塡のため平成十五年度から令和四	ため平成		平成 税の減収補塡のため平成十六年度から令和五	ため平成
	地方法人特別譲与税並びに特別法人事業譲与	収補塡の		県の 地方法人特別譲与税並びに特別法人事業譲与	収補塡の

	び平成十		地方債の額	び平成十
及 度において起こすことができることとされた	度まで及		度において起こすことができることとされた	度まで及
り平成十五年度から平成十八年度までの各年	平成八年		り平成十六年度から平成十八年度までの各年	平成八年
9 (6) 地方財政法第三十三条の五の四の規定によ	年度から		(6) 地方財政法第三十三条の五の四の規定によ	年度から
^ こととされた地方債の額	る平成六		こととされた地方債の額	る平成六
度までの各年度において起こすことができる	税等によ		度までの各年度において起こすことができる	税等によ
条の規定により平成十五年度から平成十八年	る特別減		条の規定により平成十六年度から平成十八年	る特別減
する法律(平成十一年法律第十七号)第十三	民税に係		する法律(平成十一年法律第十七号)第十三	民税に係
地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関	は市町村		地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関	は市町村
人 成十八年法律第八号)第八条による改正前の	県民税又		成十八年法律第八号)第八条による改正前の	県民税又
(5 地方交付税法等の一部を改正する法律	人の道府		(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平	人の道府
(1) (4) 略	四十六個	千円	(1) (4) 略	四十六個
	債の額			債の額
<i>)</i>]	得た地方			得た地方
<u> </u>	は許可を			は許可を
<u></u>	て同意又			て同意又
V 1	行につい			行につい
光	おいて発			おいて発
<i>Y</i> C.	各年度に			各年度に
以	ため当該			ため当該
た地方債として総務大臣が指定するものの額	源対策の		た地方債として総務大臣が指定するものの額	源対策の
財源対策のため発行について同意又は許可を得	年度の財		財源対策のため発行について同意又は許可を得	年度の財
同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の	までの各		同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の	までの各

么	度	슈	在	亚	筶	時	四十七	偆	ħ	7	が	7	特	1.7	該	ろ	を	度	で	八	À	<u></u>
各年度に	度までの	令和五年	年度から	平成十六	策のため	時財政対	七臨	債の額	れた地方	こととさ	ができる	こすこと	特別に起	において	該各年度	るため当	を補塡す	度の減収	での各年	八年度ま	ら平成十	六年度か
る改正前の地方財政法第三十三条の五の二第	成十九年法律第二十四号)第三条の規定によ	(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平					(削る)															
							千円															
各年度に	度までの	令和四年	年度から	平成十五	策のため	時財政対	四十七 臨	債の額	れた地方	こととさ	ができる	こすこと	特別に起	において	該各年度	るため当	を補塡す	度の減収	での各年	八年度ま	ら平成十	五年度か
る改正前の地方財政法第三十三条の五の二第	成十九年法律第二十四号)第三条の規定によ	(2) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平	ことができることとされた地方債の額	項の規定により平成十五年度において起こす	改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一	成十六年法律第十八号)第三条の規定による	(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平															

改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一		改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一	
成二十九年法律第三号)第三条の規定による		成二十九年法律第三号)第三条の規定による	
(6) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平		(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平	
きることとされた地方債の額		きることとされた地方債の額	
五年度までの各年度において起こすことがで		五年度までの各年度において起こすことがで	
項の規定により平成二十三年度から平成二十		項の規定により平成二十三年度から平成二十	
改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一		改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一	
成二十六年法律第五号)第五条の規定による		成二十六年法律第五号)第五条の規定による	
(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平		(4) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平	
すことができることとされた地方債の額		すことができることとされた地方債の額	
項の規定により平成二十二年度において起こ		項の規定により平成二十二年度において起こ	
改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一		改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一	
成二十三年法律第五号)第三条の規定による		成二十三年法律第五号)第三条の規定による	
(4) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平		(3) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平	
ることとされた地方債の額		ることとされた地方債の額	
年度までの各年度において起こすことができ		年度までの各年度において起こすことができ	
項の規定により平成十九年度から平成二十一	の額	項の規定により平成十九年度から平成二十一	の額
改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一	た地方債	改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一	た地方債
成二十二年法律第五号)第三条の規定による	ととされ	成二十二年法律第五号)第三条の規定による	ととされ
(3) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平	できるこ	(2) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平	できるこ
ることとされた地方債の額	すことが	ることとされた地方債の額	すことが
年度までの各年度において起こすことができ	別に起こ	年度までの各年度において起こすことができ	別に起こ
一項の規定により平成十六年度から平成十八	おいて特	一項の規定により平成十六年度から平成十八	おいて特

	において発行について同意又は許可を得た地	度までの		において発行について同意又は許可を得た地	度までの
	平成二十五年度から令和四年度までの各年度	令和四年		平成二十五年度から令和五年度までの各年度	令和五年
	減災のための施策に要する費用に充てるため	年度から		減災のための施策に要する費用に充てるため	年度から
	(2) 全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び	成二十五		(2) 全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び	成二十五
千円	(1) 略	四十八平	千 円	(1) 略	四十八平
				きることとされた地方債の額	
				定により令和五年度において起こすことがで	
				(8) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規	
	れた地方債の額			れた地方債の額	
	各年度において起こすことができることとさ			各年度において起こすことができることとさ	
	規定により令和二年度から令和四年度までの			規定により令和二年度から令和四年度までの	
	前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の			前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の	
	和五年法律第二号)第三条の規定による改正			和五年法律第二号)第三条の規定による改正	
	(8) 地方交付税法等の一部を改正する法律(令			(7) 地方交付税法等の一部を改正する法律(令	
	とされた地方債の額			とされた地方債の額	
	での各年度において起こすことができること			での各年度において起こすことができること	
	規定により平成二十九年度から令和元年度ま			規定により平成二十九年度から令和元年度ま	
	前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の			前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の	
	和二年法律第六号)第三条の規定による改正			和二年法律第六号)第三条の規定による改正	
	(7) 地方交付税法等の一部を改正する法律(令			(6) 地方交付税法等の一部を改正する法律(令	
	きることとされた地方債の額			きることとされた地方債の額	
	八年度までの各年度において起こすことがで			八年度までの各年度において起こすことがで	
	項の規定により平成二十六年度から平成二十			項の規定により平成二十六年度から平成二十	

て国土強		度におい	での各年 指・	五年度まっ	から令和度	和元年度た	四十九 令 全	の額	た地方債	許可を得	同意又は	について	ため発行	に充てる	する費用	策等に要	急防災施	災全国緊	日本大震	おいて東	各年度に
			指定するものの額	ついて同意又は許可を得た地方債で総務大臣の	度から令和五年度までの各年度において発行に	ための施策に要する費用に充てるため令和元年	全国的に、かつ、緊急に実施する国土強靱化の													げるものを除く。)	方債で総務大臣の指定するものの額(⑴に掲
							千円														
							四														
靱化施策	て国土強	度におい	での各年	四年度ま	から令和	和元年度	四十九	の額	た地方債	許可を得	同意又は	について	ため発行	に充てる	する費用	策等に要	急防災施	災全国緊	日本大震	おいて東	各年度に
			指定するものの額	一ついて同意又は許可を得た地方債で総務大臣の	度から令和四年度までの各年度において発行に	ための施策に要する費用に充てるため令和元年	全国的に、かつ、緊急に実施する国土強靱化の													げるものを除く。)	方債で総務大臣の指定するものの額(①に掲

道	類体地	を行	単位。	, 5 h ##	2 5 4	第十三条	(iii	4 5 6							
道府県	類 体 地 の 方 種 団	行うもの	位の欄に	即条第一	8	条略	測定単位	略	方債の額	を得た地	又は許可	いて同意	発行につ	てるため	費用に充
四 4 1 5 8 9 1 5 3 8 8 8 7 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	経費の種類	を行うものとする。	「現げる測定単位に 「の種類ことに次の	項の測定単位の数		MU	(測定単位の数値の補正)		額	地_	<u>刊</u>	意	<u>つ</u>	<u></u> \(\delta\)	
十八歳以下人口	測定単位		うき、それぞれ補	(値については、第											
び態容補正、密度補正及	補正の種類		単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類の欄に掲げる補正地力団体の種類でとに沙の妻の経費の種類の棚に挑ける経費に停る測算	4. 万日なり重要ではないまつを含めては、第十一項に定めるもののほか前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか											
		1 2		<u>きか</u> 、5	2	第-		4							
道 府 県	類 体 地 の 方 種 団	を行うも	単位の欄	前条第	2 4 略	第十三条	(測定単:	4 6 略	方債の額	を得た地	又は許可	いて同意	発行につ	てるため	費用に充
四 1 5 8 9 8 8 8 8 8	経費の種類	を行うものとする。	に掲げる測定単位に格の種類ことに次の	て の 重質 ごここの 一項の 測定単位の数		略	(測定単位の数値の補正)		額	地	<u> </u>	意	7	ん <u>め</u>	充
	測定単位		うき、それぞれ補	(値については、第											
	補正の種類		単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類の欄に掲げる補正地プ国体の種類ことに次の表の経費の種類の構に掛ける経費に停る測算	型が引てり重要ではない。 そうをよう 重要り 見に見ず うをでになっ 引に前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか											

					塡債償還費	九 地方税減収補									還費	八補正予算債償	五~七略	6 労働費			福祉費	5 高齢者保健
て同意又は許可	別に発行につい	年度において特	五年度までの各	六年度から令和	塡のため平成十	地方税の減収補	の額	可を得た地方債	いて同意又は許	るため発行につ	費の財源に充て	算等に係る事業	いて国の補正予	での各年度にお	ら令和五年度ま	平成十六年度か		人口	口	七十五歳以上人	口	六十五歳以上人
						種別補正										種別補正		段階補正		密度補正	び態容補正	段階補正、密度補正及
					塡債償還費	九 地方税減収補									還費	八補正予算債償	五~七略	5 労働費			福祉費	4 高齢者保健
て同意又は許可	別に発行につい	年度において特	四年度までの各	五年度から令和	塡債償還費 塡のため平成十		の額	可を得た地方債	いて同意又は許	るため発行につ	費の財源に充て	算等に係る事業	いて国の補正予	での各年度にお	還費ら令和四年度ま					七十五歳以上人	福祉費	

											償還費	十一 減税補塡債							還費	十 財源対策債償		
きることとされ	起こすことがで	において特別に	ため当該各年度	減収を補塡する	までの各年度の	ら平成十八年度	平成十六年度か	八年度まで及び	六年度から平成	税等による平成	税に係る特別減	個人の道府県民	得た地方債の額	同意又は許可を	て発行について	該各年度におい	源対策のため当	での各年度の財	ら令和五年度ま	平成十六年度か	額	を得た地方債の
												種別補正								種別補正		
											償還費	十一 減税補塡債							還費	十 財源対策債償		
	起こ	において特別に	ため当該各年度	減収を補塡する	までの各年度の	ら平成十八年度	平成十五年度か	八年度まで及び	六年度から平成	税等による平成	税に係る特別減	個人の道府県民	得た地方債の額	同意又は許可を	て発行について	該各年度におい	源対策のため当	での各年度の財	ら令和四年度ま	平成十五年度か	額	を得た地方債の
きることとされ	起こすことがで	特別に	6年度	する	度の	年度	か	びび	成	成	減	民	額	を	て	67	当	財	ま	か		の

施策債償還費	十四 国土強靱化								施策等債償還費	災全国緊急防災	十三 東日本大震							策債償還費	十二 臨時財政対	<u> </u>
の各年度におい 令和五年度まで	令和元年度から	領を得た地方債の	て同意又は許可	ため発行につい	る費用に充てる	災施策等に要す	震災全国緊急防	おいて東日本大	までの各年度に	から令和五年度	平成二十五年度	た地方債の額	きることとされ	起こすことがで	において特別に	度までの各年度	度から令和五年	ため平成十六年	臨時財政対策の	た地方債の額
	種別補正										種別補正								種別補正	
施策債償還費	十四 国土強靱化								施策等債償還費	災全国緊急防災	十三 東日本大震							策債償還費	十二 臨時財政対	
	国土強靱化	領を得た地方債の	て同意又は許可	ため発行につい	る費用に充てる	災施策等に要す	震災全国緊急防	おいて東日本大				た地方債の額	きることとされ	起こすことがで	において特別に	度までの各年度	度から令和四年	策債償還費 ため平成十五年		

															市町村						
	福祉費	5 高齢者保健	て費	4 こども子育	1 ~ 3 略	四厚生費					育費	4 その他の教	1 3 略	三 教育費	一·二 略						
口七十五歳以上人	口	六十五歳以上人		十八歳以下人口								人口				地方債の額	又は許可を得た	行について同意	に充てるため発	策に要する費用	て国土強靱化施
密度補正	び態容補正	段階補正、密度補正及	び態容補正	段階補正、密度補正及							び態容補正	段階補正、密度補正及									
															市町村						
	福祉費				1 ~ 3 略	四厚生費					育費	4 その他の教	1 ~ 3 略	二 教育費	市町村一・二略						
口 七十五歳以上人	福祉費口	4 高齢者保健 六十五歳以上人					学前子どもの数	も園の小学校就	連携型認定こど	幼稚園及び幼保	育費	4 その他の教 人口			<u>·</u>	地方債の額	又は許可を得た	行について同意	に充てるため発	策に要する費用	て国土強靱化施
□ □ □ 七十五歳以上人 密度補正		高齢者保健					学前子どもの数	も園の小学校就	連携型認定こど	幼稚園及び幼保態容補正	育費 び態容補正	その他の教			<u>·</u>	地方債の額	又は許可を得た	行について同意	に充てるため発	策に要する費用	て国土強靱化施

財源対策債償 平成十三年度か 種別補正	の額	可を得た地方債	いて同意又は許	特別に発行につ	各年度において	和五年度までの	十七年度から令	平成	塡債償還費 塡のため ————————————————————————————————————	地方税減収補 地方税の減収補 種別補正	の額	可を得た地方債	いて同意又は許	るため発行につ	費の財源に充て	算等に係る事業	いて国の補正予	での各年度にお	還費 ら令和五年度ま	補正予算債償 平成十六年度か 種別補正	五~七 略	治療 プロー 密度裕立及で寛容裕立
十 財源対策債償									塡債償還費	九 地方税減収補									還費	八補正予算債償	五~七略	5 清掃費
-	の	可	いて	特 別	各年	和四年	十七年	五年度	塡のた		の額	可を担	いて同	るため	費の財	算等に	いて国	での各	ら令和			人 口
平成十三年度か 種別補正	の 額 	可を得た地方債	いて同意又は許し	特別に発行につ	各年度において	和四年度までの	十七年度から令	五年度及び平成	塡のため平成十	地方税の減収補 種別補正		可を得た地方債	いて同意又は許	るため発行につ	費の財源に充て	算等に係る事業	いて国の補正予	での各年度にお	ら令和四年度ま	平成十六年度か 種別補正		智度神団及て創名神団

# (1) (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2	きることとされ	において特別に	ため当該各年度減収を補塡する	までの各年度の	ら平成十八年度	平成十六年度か	八年度まで及び	六年度から平成	税等による平成	償還費税に係る特別減	十一 減税補塡債 個人の市町村民 種	得た地方債の額	同意又は許可を	て発行について	該各年度におい	源対策のため当	での各年度の財	還費 ら令和五年度ま
種別補正										()	種別補正 十一							
策債償還費 ため平成十五年 ため平成十五年	起こすことされ	において特別に	ため当該各年度減収を補塡する	までの各年度の	ら平成十八年度	平成十五年度か	八年度まで及び	六年度から平成	税等による平成	歴費 │ 税に係る特別減	減税補塡債 個人の市町村民	得た地方債の額	同意又は許可を	て発行について		源対策のため当	一での各年度の財	頁 │ ら ← 和四年度ま
五 策 額 第 一 種別補正	されで	別ったり	年 する	度の	年度	度 か	及び	平 成	平 成	別減	村民 種別補正	の額	可 を	いて	おい	め当	が財	度 ま

				施策債償還費	十四 国土強靱化									施策等債償還費	災全国緊急防災	十三 東日本大震						
に充てるため発	策に要する費用	て国土強靱化施	の各年度におい	令和五年度まで	令和元年度から	額	を得た地方債の	て同意又は許可	ため発行につい	る費用に充てる	災施策等に要す	震災全国緊急防	おいて東日本大	までの各年度に	から令和五年度	平成二十五年度	た地方債の額	きることとされ	起こすことがで	において特別に	度までの各年度	度から令和五年
					種別補正											種別補正						
				施策債償還費	十四 国土強靱化									施策等債償還費	災全国緊急防災	十三 東日本大震						
に充てるため発	策に要する費用	て国土強靱化施	の各年度におい	施策債償還費 令和四年度まで		額	を得た地方債の	て同意又は許可	ため発行につい	る費用に充てる	災施策等に要す	震災全国緊急防	おいて東日本大	施策等債償還費 までの各年度に	災全国緊急防災から令和四年度		た地方債の額	きることとされ	起こすことがで	において特別に	度までの各年度	度から令和四年

	億九千五百四十万八千円	14x1		億九千五百四十万八千円	億九千
額 二十九兆六千百二十二	令和四年度における借入金の額に相当する額	四四	額 二十八兆六千百二十二	令和五年度における借入金の額に相当する額	四令和
	億九千五百四十万八千円	<i> </i>		九千五百四十万八千円	九千五
額 二十八兆六千百二十二	令和五年度における借入金の額に相当する額	温	額 二十八兆千百二十二億	<u>令和六年度</u> における借入金の額に相当する額	三令和
億円	額に加算することとされていた額 百五十四億円	dar.	八億円	額に加算することとされていた額 九百八十八億円	額に加
の規定において合和五年度分の交付税の総	第四条の二第一項 の規定において		予和六年度分の交付税の総	第四条の二第一項及び第三項の規定において令和六年度分の交付税の総	第四条
(以下「旧法」という。)附則	一条の規定による改正前の地方交付税法(以下	」	(以下「旧法」という。)附則	条の規定による改正前の地方交付税法(以)	一条の
和五年法律第二号) 第	地方交付税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第二号)		(令和六年法律第 号)第	地方交付税法等の一部を改正する法律(今)	二地方
	略	_			一略
とする。	の六百五十四億百七十二万円 を加算した額とする。	の	とする。	- 一億千七百二十万七千円を加算した額とする。	の六百十
- という。) に充てるため	項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。)に充てるため	_	- という。)に充てるため	一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。)に充てるため	一項及び
余第一項並びに第十五条第	団体に対して交付する特別交付税(附則第十三条第一項並びに第十五条第		条第一項並びに第十五条第	団体に対して交付する特別交付税(附則第十三条第一項並びに第十五条第	団体に対
があることを考慮して地方	ること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方		があることを考慮して地方	ること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方	ること及
のため特別の財政需要があ	る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があ		のため特別の財政需要があ	る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があ	る災害復
した額に東日本大震災に係	四号から第七号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係		した額に東日本大震災に係	四号から第七号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係	四号から
日億円を加算した額から第	一号から第三号までに掲げる額の合算額に <u>千二百億円</u> を加算した額から第		億円 を加算した額から第	一号から第三号までに掲げる額の合算額に五千億円	一号から
すべき交付税の総額は、第	★ 令和五年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、	第四条	同年度分として交付すべき交付税の総額は、第	令和六年度に限り、同年度分として交付:	第四条
	(令和五年度分の交付税の総額の特例)	<u> </u>		(令和六年度分の交付税の総額の特例)	(令和六
	附則			則	附
	12 略	6 5 12		P-H	6 ~ 12 略
	地方債の額			地方債の額	
	又は許可を得た			又は許可を得た	
	行について同意			行について同意	

時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係号)第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一五 令和六年度における特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三

額から減額することとされていた額 二千四百六十億七千七百八万二千六 旧法附則第四条の二第四項の規定において令和六年度分の交付税の総

る利子の支払に充てるため必要な額

千九百六十五億円

る利子の支払に充てるため必要な額

五百七十二億円

減額することとされている額の合算額を控除した額に相当する額 二千合算額から次条第四項の規定において当該各年度分の交付税の総額から有別第四条の二第四項の規定において令和七年度から令和二十六円

年度における第六条第二項に規定する合算額から減額することとされていによる額の算定については、旧法附則第四条の二第五項の規定において同2 令和六年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定 9

一百二十三億五十四万三千円

九百二十二億円

(令和七年度以降の各年度分の交付税の総額の特例等)

た四百四十九億百七十二万円を減額する。

加算した額から第二号及び第三号に掲げる額の合算額を減額した額とする。 全 令和七年度から令和三十六年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、前項の規定による額に第一号に掲げる額をで交付する。 の表第二項の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

る。

る。

時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係号)第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一五(令和五年度における特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三

額から減額することとされていた額 二千四百六十億七千七百八万二千六 旧法附則第四条の二第四項の規定において令和五年度分の交付税の総

円

た四百四十九億百七十二万円を減額する。 年度における第六条第二項に規定する合算額から減額することとされていによる額の算定については、旧法附則第四条の二第五項の規定において同2 令和五年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定

(令和六年度以降の各年度分の交付税の総額の特例等)

加算した額から第二号及び第三号に掲げる額の合算額を減額した額とすて交付すべき交付税の総額は、前項の規定による額に第一号に掲げる額を入り、一条第二項の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。 第四条の二 令和六年度以降の各年度分の交付税の総額は、当分の間、第六

一 三 略

規定による額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定3 令和七年度から令和十四年度までの各年度分の交付税の総額は、前項の

める金額を加算した額とする。

4 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十号)第一条の規定による改正前の地方交付税法等の一部を改正する法律(市工年法律第六号)第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律三号に掲げる額に相当する額及び地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律三号に掲げる額に相当する額及び地方交付税法等の一部を改正する法律(中成二十二年法律三号に掲げる額に相当する額及び地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十号)第一

四条第四号に掲げる額に相当する額を令和七年度から令和二十六年度まで

〜 三 略

規定による額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定3 令和六年度から令和十四年度までの各年度分の交付税の総額は、前項の

める金額を加算した額とする

令和十三年度 令和十二年度 令和九年度 令和八年度 令和七年度 令和六年度 令和十四年度 令和十一年度 令和十年度 年 度 金 五百九十九億円 五百四十八億円 五百三十五億円 八百三十四億円 九百六十一億円 九百六十一 七百七十五億円 額 三億円 億円 億円

八十万二千円を、令和十三年度から令和二十六年度までの各年度にあつては、令和七年度及び令和八年度 にあつては前項の規定による額から二千二百十九億千三百額から二千四百六十億七千七百八万二千円を、令和九年度から令和十二年額から二千四百六十億七千七百八万二千円を、令和九年度から令和十二年初の間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額の間に交付税の総額がら減額するため、当該各年度における交付税の総額の間に交付税の総額がら減額するため、当該各年度における交付税の総額の間に交付税の総額が

は同項の規定による額から五百八十五億七千三百二十二万円

をそれぞれ減額した額とする。

5

令和七年度から令和十八年度までの各年度分として交付すべき交付税の 令和七年度から令和十八年度までの各年度分として交付すべき交付税の 一次で付された額のうち、平成二十八年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち、平成二十八年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち、平成二十八年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち、平成二十八年度において交付すべきであつた額を超えて交付すべきであつた額を超えて交付すべきであつた額を超えて交付すべきであつた額を超えて交付すべきであつた額を超えて交付すべきであつた額を超えて交付すべきであつた額を超えて交付すべきであつた額を超えて交付すべきであつた額を超えて交付すべきであつた額を超えて変けでがある。

額から二千四百六十億七千七百八万二千円を、令和九年度は、令和六年度から令和八年度までの各年度にあつては前項の規定によるの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額

度から令和十八年度までの各年度にあつては第二項の規定による額から六 項の規定による額から六百七十五億八千九百十二万三千円を、 十一年度及び令和十二年度にあつては同項の規定による額から千六百三十 十七万六千円を、 千円をそれぞれ減額した額とする での各年度にあつては同項の規定による額から九百二十二億二千九十四 百七十二億八千九百十二万三千円を、 は同項の規定による額から千九百九十五億八千九百十二万二千円を、 三億四千五十八万二千円を、 にあつては同項の規定による額から二千六百十六億八百 令和十年度 令和十三年度及び令和十四年度にあつては同 令和十九年度から令和一 一十六年度ま 令和十五年 にあつて

5 令和六年度から令和十八年度までの各年度分として交付すべき交付税の 会和六年度から令和十八年度までの各年度にあつては同項に規定する合 から令和十七年度までの各年度にあいて交付すべきであつた額を超えて交付すべきでが表記を超える合い。

算額から四百八十一億千八十八万円をそれぞれ減額する。

6 略

令和七年度における臨時財政対策のための特例加算)

令和七年度において、 地方財政の状況等に鑑み

第四条の三 政対策のための特例加算額を加算するものとする。 及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることが必要なものとして、 税の総額については、 交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、 前条第四項の規定による額に、 一般会計から交付税 同年度分 臨時財 の交付 政対策のための特例加算額を加算するものとする

2 の二第一 前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の五 項に規定する地方債 令和七年度において総務大臣又は都道府県知事が (第一号において「臨時財政対策債」とい 2

発行について同意又は許可をするもの(発行について同法第五条の三第六

受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。)の予定額 の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で 項の規定による届出がされるもののうち、 同条第一項の規定による協議を

時財政対策債に係る令和七年度における元利償還金の支払に充てるため 必要な額の総額の見込額 第十二条第三項の表第四十七号(1)から(7)までに規定する地方債及び臨 定めるものとする

(地域デジタル社会推進費の基準財政需要額への算入)

第六条 令和六年度及び令和七年度

に限り、 各地方団体に対し

て交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財

算額から四百八十一億千八十八万円をそれぞれ減額する。

6 略

(令和六年度及び令和七年度における臨時財政対策のための特例加

第四条の三 税の総額については、 及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることが必要なものとして、 交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、 令和六年度及び令和七年度において、 前条第四項の規定による額に、 地方財政の状況等に鑑み 一般会計から交付税 当該各年度分の交付 臨時財

受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。) う。)で令和六年度及び令和七年度において総務大臣又は都道府県知事が の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で 項の規定による届出がされるもののうち、 発行について同意又は許可をするもの の二第一項に規定する地方債(第一号において「臨時財政対策債」 定めるものとする 前項の臨時財政対策のための特例加算額は、 (発行について同法第五条の三第六 同条第一項の規定による協議を 地方財政法第三十三条の五 の予定額

必要な額の総額の見込額 時財政対策債に係る当該各年度における元利償還金の支払に充てるため 第十二条第三項の表第四十七号(1)から(8)までに規定する地方債及び臨

略

(地域デジタル社会推進費の基準財政需要額への算入)

第六条 て交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財 令和五年度から令和七年度までの各年度に限り、 各地方団体に対し

種類、 た測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。 政需要額は、 経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定し 同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の 種類、 政需要額は、

七六〇	一人につき	人口	社会推進費	市 町 村
円				
			社会推進費	
五三〇	一人につき	人口	地域デジタル	道府県
円				
				類
費用	単位書	測定単位	経費の種類	体の種
				地方団

2 略

額の算定方法の特例

(令和六年度分及び令和七年度分

の交付税に係る基準財政需要

第六条の三 令和六年度分及び令和七年度分 府県及び市町村の基準財政需要額は、 令和六年度にあつては第十一条の規 の交付税に限り、 道

にあつては第二号に掲げる額を控除した額とし、

令和七年

にあつては第二号に掲げる額を控除した額とし、

令和六年度及び令和七年

市町村

定により算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる額を、

算定した額を控除した額とする 度にあつては同条の規定により算定した額から法律で定めるところにより

二千三百九十九億三千五百五十万四千円に当該道府県の控除前財源不

足額

経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定し 同条の規定により算定した額に、 次の表に掲げる地方団体の

た測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする

2			
略	市 町 村	道府県	類 体 地 の 方 種 団
	社会推進費	社会推進費	経費の種類
	人口	人口	測定単位
	一人につき	一人につき	単 位 費
	七 六 〇 円	五三〇円	用

(令和五年度から令和七年度までの各年度分の交付税に係る基準財政需要

額の算定方法の特例

第六条の三 令和五年度から令和七年度までの各年度分の交付税に限り、 府県及び市町村の基準財政需要額は、 定により算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる額を、 令和五年度にあつては第十一条の規 市町村 道

度にあつては同条の規定により算定した額から法律で定めるところにより 算定した額を控除した額とする。

足額 (第十条第三項本文の規定により令和五年八月三十一日までに決定

五千三百十一億千四百八十七万千円

に当該道府県の控除前財源不

三 令和二年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正す	四 令和二年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正す
の基準財政需要額で除して得た数値	の基準財政需要額で除して得た数値
法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度	法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度
る法律(令和四年法律第二号)第一条の規定による改正前の地方交付税	る法律(令和四年法律第二号)第一条の規定による改正前の地方交付税
二 令和三年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正す	三 令和三年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正す
の基準財政需要額で除して得た数値	の基準財政需要額で除して得た数値
附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度	
	る法律(令和五年法律第二号)第一条の規定による改正前の地方交付税
一 令和四年度における基準財政収入額を旧法	二 令和四年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正す
	た数値
	用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得
	令和五年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の三の規定の適
より、補正することができる。	より、補正することができる。
数値を合算したものの五分の一の数値に応じ、総務省令で定めるところに	数値を合算したものの五分の一の数値に応じ、総務省令で定めるところに
2 控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる	2 控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる
て得た額	て得た額
不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じ	不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じ
二 四千六百三十四億八千二百二十六万五千円に当該市町村の控除前財源	二 二千百四十四億八千七百七十九万九千円 に当該市町村の控除前財源
て得た額	て得た額
じ。)を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じ	じ。)を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じ
が零を下回る場合には、零とする。)をいう。以下この条において同	が零を下回る場合には、零とする。)をいう。以下この条において同
した場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額(当該額	した場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額(当該額
された普通交付税の額の算定に用いたこの条の規定の適用がないものと	この条の規定の適用がないものと

準財政需要額で除して得た数値法附則第六条の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基法附則第六条の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基

(削る)

3 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村 3

とそれぞれみなして算定した

この条の規定の

足額とする。
とする。)をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不とする。)をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不た基準財政収入額の合算額を超える額(当該額が零を下回る場合には、零成を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定し適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額が、その全区

(令和六年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

同条第一項の規定により算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、第七条の四 令和六年度分の交付税に限り、各地方団体に対して交付すべき

生す女言を食べたして骨に女質法附則第六条の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基る法律(令和三年法律第八号)第一条の規定による改正前の地方交付税

準財政需要額で除して得た数値

兀

の基準財政需要額で除して得た数値 法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度 る法律(令和二年法律第六号)第一条の規定による改正前の地方交付税 の基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正す

該年度の基準財政需要額で除して得た数値 交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当 交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当 の表達による改正前の地方 では、一年法律第五号)第一条の規定による改正前の地方

とさる。)をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不とする。)をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不とする。)をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不とする。)をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した第十条第三項本文の規定により令和五年八月とする。)をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不とする。)をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不とする。)をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不とする。)をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不とする。)をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不とする。)をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不とする。)

(令和五年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

足額とする。

同条第一項の規定により算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる 普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、 第七条の四 令和五年度分の交付税に限り、各地方団体に対して交付すべき

五の額を加算した額とする。 額の百分の七十五の額、 市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十

イからチまでに掲げる額の合算額

この条において「平成二十三年法律第三十号」という。)、地方税法 号」という。)、地方税法等の一部を改正する法律 この条において「平成三十一年地方税法等改正法」という。)、地方 地方税法等改正法」という。 条において「令和四年地方税法等改正法」という。)、地方税法等の 七号。以下この条において「令和三年地方税法等改正法」という。 律(令和二年法律第二十六号。次号において「令和二年法律第二十六 税法等の一部を改正する法律 号。以下この条において という。)、地方税法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三 律第十七号。 有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律 おいて「平成二十三年法律第百二十号」という。)、地方税法及び国 の一部を改正する法律 一部を改正する法律 「令和二年法律第五号」という。)、地方税法等の一部を改正する法 地方税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第一号。以下この 地方税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第二号。 地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十号。 以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法 (令和五年法律第一号。 (平成二十三年法律第百二十号。以下この条に 号 「平成二十五年地方税法改正法」という。) 以下この条において「令和六年地方税法 (令和二年法律第五号。次号において 地方税法等の 次号において「令和五年 部を改正する法律 (令和三年法律第 (平成二十四年法 以下 以下

(令和六年法律第

額の百分の七十五の額、 五の額を加算した額とする。 市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十

イからチまでに掲げる額の合算額

号。 号」という。)、地方税法等の一部を改正する法律 律 この条において「平成三十一年地方税法等改正法」という。)、 この条において「平成二十三年法律第三十号」という。)、地方税法 という。)、地方税法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 地方税法等改正法」という。) 条において「令和四年地方税法等改正法」という。 七号。以下この条において「令和三年地方税法等改正法」という。 税法等の一部を改正する法律 律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法 有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律 おいて「平成二十三年法律第百二十号」という。)、地方税法及び国 の一部を改正する法律 「令和二年法律第五号」という。)、 部を改正する法律 地方税法等の一部を改正する法律 地方税法等の一部を改正する法律 地方税法の一部を改正する法律 (令和二年法律第二十六号。次号において「令和二年法律第二十六 以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。 (令和五年法律第 (平成二十三年法律第百二十号。 (令和二年法律第五号。次号において (平成二十三年法律第三十号。 (平成三十一年法律第二号。 (令和四年法律第一号。以下この 地方税法等の一部を改正する法 号。 次号において「令和五)、地方税法等の (令和三年法律第 (平成二十四年法 以下この条に 以下 地方 以下

号。 号。 律第二十五号。次号において「新型コロナウイルス感染症特例法」 に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律 所得税法等改正法」という。)、 改正する法律(令和二年法律第八号。以下この条において「令和一 部を改正する法律(平成三十一年法律第六号。 いて「平成二十九年所得税法等改正法」という。 等の一部を改正する法律 条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。)、所得税法 得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号。以下この 下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。)、 十三年法律第百十九号。 国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律 において「震災特例法」という。)、 の臨時特例に関する法律 等改正法」という。)、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律 おいて「平成二十八年所得税法等改正法」という。)、所得税法等の いう。)、所得税法等の一部を改正する法律 「平成三十一年所得税法等改正法」という。)、所得税法等の一部を 部を改正する等の法律 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第十号。 以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。 以下この条において 所得税法等の一部を改正する法律 以下この条において「震災特例法改正法」 「令和三年所得税法等改正法」という。)、 (平成二十八年法律第十五号。以下この条に (平成二十三年法律第二十九号。以下この条 (平成二十九年法律第四号。 新型コロナウイルス感染症等の影響 東日本大震災の被災者等に係る (平成二十五年法律第五 (令和三年法律第十一 以下この条におい 所得税法等の 以下この条にお (令和一 (平成) 二年法 年 所 以

いう。 部を改正する法律(平成三十一年法律第六号。以下この条において 得税法等の一部を改正する法律 において「震災特例法」という。)、東日本大震災の被災者等に係る 律第二十五号。 に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律 所得税法等改正法」という。)、新型コロナウイルス感染症等の影響 改正する法律(令和二年法律第八号。以下この条において「令和 いて「平成二十九年所得税法等改正法」という。)、所得税法等の おいて「平成二十八年所得税法等改正法」という。)、所得税法等の 等の一部を改正する法律 条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。)、所得税法 下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。)、所 いう。) 、所得税法等の一部を改正する法律 十三年法律第百十九号。 国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律 の臨時特例に関する法律 「平成三十一年所得税法等改正法」という。)、所得税法等の 部を改正する等の法律 所得税法等の一部を改正する法律 以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。 以下この条において「令和三年所得税法等改正法」という。)、 所得税法等の一部を改正する法律 次号において「新型コロナウイルス感染症特例法」と 以下この条において「震災特例法改正法」と 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律 (平成二十八年法律第十五号。以下この条に (平成二十三年法律第二十九号。 (平成二十九年法律第四号。 (平成二十七年法律第九号。以下この (平成二十六年法律第十号。 (平成二十五年法律第五 (令和三年法律第十一 以下この条にお (令和二年法 以下この条 平成 一部を 二年 以

号。

号。

所得税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四号。次号におい 所得税法等改正法」という。)及び所得税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第三号。以下この条において「令和五年 一等改正法」という。)及び所得税法等の一部を改正する法律 「令和六年法律第一号。以下この条において「令和六年所得税法 「令和六年法律第一号。以下この条において「令和六年所得税法 「令和六年法律第一号。以下この条において「令和六年所得税法等の一部を改正法」という。)の施行による個人の道府県民税に係る令和六年 「方の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところに とり算定した額

 \Box 平成二十六年所得税法等改正法、 成二十八年所得税法等改正法、 税法等改正法、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改 十一年所得税法等改正法、 成二十六年所得税法等改正法、 別措置法等改正法」という。)、平成二十五年所得税法等改正法、 成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特 に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額 正法の施行による法人の道府県民税に係る令和六年度の東日本大震災 二十八年所得税法等改正法、 方税法等改正法」という。)、令和三年地方税法等改正法、 (平成二十八年法律第十三号。 震災特例法、震災特例法改正法、 平成二十三年法律第三十号、 震災特例法改正法、 租税特別措置法等の一部を改正する法律 令和二年所得税法等改正法、 平成二十九年所得税法等改正法、 平成二十七年所得税法等改正法、 以下この条において「平成二十八年地 平成二十九年所得税法等改正法、 地方税法等の一部を改正する等の法律 平成二十七年所得税法等改正法、 平成二十五年所得税法等改正法 令和三年所得 震災特例 平成三 平成 平成 伞 平 平

所得税法等改正法」という。)の施行
改正する法律(令和五年法律第三号。以下この条において「令和五年で「令和四年所得税法等改正法」という。)及び所得税法等の一部を所得税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四号。次号におい

 \Box 二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、 別措置法等改正法」という。)、平成二十五年所得税法等改正法、 成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特 法、 税法等改正法及び令和五年所得税法等改正 十一年所得税法等改正法、 成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、 方税法等改正法」という。)、令和三年地方税法等改正法、 (平成二十八年法律第十三号。 平成二十三年法律第三十号、 震災特例法改正法、 租税特別措置法等の一部を改正する法律 令和二年所得税法等改正法、 以下この条において「平成二十八年地 地方税法等の一部を改正する等の法律 令和三年所得 震災特例 平成 平成 伞 亚

成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成ハ震災特例法、震災特例法改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、の施行による法人の道府県民税に係る令和五年度の東日本大震災の施行による法人の道府県民税に係る令和五年度の東日本大震災

ところにより算定した額令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定める所得税法等改正法の施行による個人の行う事業に対する事業税に係る三十一年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法及び令和五年

等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による法人の行う事業 年所得税法等改正法、 八年所得税法等改正法、 十六年所得税法等改正法、 年租税特別措置法等改正法、 三年地方税法等改正法、震災特例法、 に対する事業税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額と して総務省令で定めるところにより算定した額 平成二十三年法律第三十号、 令和三年所得税法等改正法、令和五年所得税法 平成二十九年所得税法等改正法、 平成二十七年所得税法等改正法、 平成二十五年所得税法等改正法、 平成二十八年地方税法等改正法、 震災特例法改正法、 平成三十 平成二十四 平成二十 平成 令和

朩 等改正法、 十四年地方税法等改正法、 事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処す て「平成二十六年地方税法等改正法」という。)、地方税法等の一 の一部を改正する法律 法律第九十六号」という。)、平成二十三年法律第百二十号、 るための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律 を改正する法律 (平成二十三年法律第九十六号。 平成二十三年法律第三十号、 平成二十九年地方税法等改正法、 (平成二十七年法律第二号)、平成二十八年地方税法 (平成二十六年法律第四号。 平成二十五年地方税法改正法、 東日本大震災における原子力発電所の 以下この条において「平成二十三年 平成三十一年地方稅法等 以下この条におい 地方税法等 平成 部

ところにより算定した額令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定める所得税法等改正法の施行による個人の行う事業に対する事業税に係る三十一年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法及び令和五年

三年地方税法等改正法、震災特例法、 して総務省令で定めるところにより算定した額 に対する事業税に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額と 法等改正法 年所得税法等改正法、 八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、 十六年所得税法等改正法、 年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、 平成二十三年法律第三十号、 令和三年所得税法等改正法及び令和五年所得税 平成二十七年所得税法等改正法、 平成二十八年地方税法等改正法、 震災特例法改正法、 の施行による法人の行う事業 平成三十 平成二十 平成二十 平成 令 和

朩 等改正法、 て「平成二十六年地方税法等改正法」という。)、 事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処す を改正する法律 の 十四年地方税法等改正法、 法律第九十六号」という。)、平成二十三年法律第百二十号、 るための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律 (平成二十三年法律第九十六号。 平成二十三年法律第三十号、 部を改正する法律 平成二十九年地方税法等改正法、 (平成二十七年法律第二号)、平成二十八年地方税法 (平成二十六年法律第四号。 平成二十五年地方税法改正法、 東日本大震災における原子力発電所 以下この条において 平成三十一年地方稅法等 地方税法等の一部 以下この条におい 「平成二十三年 地方税法等 平成

見込額として総務省令で定めるところにより算定した額施行による不動産取得税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収改正法、令和三年地方税法等改正法及び令和四年地方税法等改正法の

総務省令で定めるところにより算定した額、中四年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による自動車税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額としてる自動車税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額としてる自動車税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十四年地方税法等

チ 等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による特別法人事業譲 年所得税法等改正法、 十六年所得税法等改正法、 年租税特別措置法等改正法、 三年地方税法等改正法、 与税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省 八年所得税法等改正法、 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、 令和三年所得税法等改正法、 震災特例法、 平成二十九年所得税法等改正法、 平成二十七年所得税法等改正法、 平成二十五年所得税法等改正法、 震災特例法改正法、平成二十四 令和五年所得税法 平成三十 平成二十 平成 令和

令で定めるところにより算定した額

見込額として総務省令で定めるところにより算定した額施行による不動産取得税に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収改正法、令和三年地方税法等改正法及び令和四年地方税法等改正法の

総務省令で定めるところにより算定した額に係る減収見込額として八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行によい年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法、平成二十年地方税法等改正法、平成二十年成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二

税法等改正法及び令和四年地方税法等改正法年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、平成二十八十三年法律第百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十八平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二平成二十三年法律第九十六号、平成二

1

チ 三年地方税法等改正法、震災特例法、 十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、 令で定めるところにより算定した額 与税に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省 法等改正法 年所得税法等改正法、 八年所得税法等改正法、 年租税特別措置法等改正法、 減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、 の施行による固定資産税に係る令和五年度の東日本大震災に係る 令和三年所得税法等改正法及び令和五年所得税 平成二十九年所得税法等改正法、 平成二十五年所得税法等改正法、 震災特例法改正法、平成二十 の施行による特別法人事業譲 平成三十 平成二十 平成 令 和

二 イからへまでに掲げる額の合算額

1 改正法、 地方税法等改正法、 総務省令で定めるところにより算定した額 市町村民税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として 所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による個人の 等改正法、 例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法 年地方税法等改正法、 十四年地方税法等改正法、 正法、令和二年所得税法等改正法、 平成二十三年法律第三十号、 令和三年所得税法等改正法、 令和三年地方税法等改正法、 平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改 平成二十七年所得税法等改正法、 令和六年地方税法等改正法、震災特例法、 令和二年法律第五号、令和二年法律第二十六号 平成二十五年地方税法改正法、平成三十一 平成二十三年法律第百二十号、 令和四年所得税法等改正法、 令和四年地方税法等改正法、 新型コロナウイルス感染症特例法 平成二十八年所得税法等 令和五年 令和五年 平成一 震災特

口 等改正法、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法 の施行による法人の市町村民税に係る令和六年度の東日本大震災に係 年所得税法等改正法 十六年所得税法等改正法、 年租税特別措置法等改正法、 三年地方税法等改正法、 る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額 八年所得税法等改正法、 平成二十三年法律第三十号、 令和一 震災特例法、 平成二十九年所得税法等改正法、 平成二十七年所得税法等改正法、 二年所得税法等改正法、 平成二十五年所得税法等改正法、 平成二十八年地方税法等改正法、 震災特例法改正法、平成二十四 令和三年所得税法 平成三十一 平成二十 平成 令和

イからへまでに掲げる額の合算額

1

正法、 等改正法、 市町村民税に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額として 年所得税法等改正法 改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改 例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法 地方税法等改正法 年地方税法等改正法、令和二年法律第五号、 十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成三十 令和三年所得税法等改正法、 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第百二十号、 令和三年地方税法等改正法、 令和二年所得税法等改正法、 平成二十七年所得税法等改正法、 令和四年所得税法等改正法及び令和五 令和四年地方税法等改正法、 新型コロナウイルス感染症特例法 平成二十八年所得稅法等 令和二年法律第二十六号 震災特例法、 の施行による個人の 令和五年 震災特 平成

口 三年地方税法等改正法、震災特例法、 十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、 年所得税法等改正法、 八年所得税法等改正法、 年租税特別措置法等改正法、 総務省令で定めるところにより算定した額 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法 令和 平成二十九年所得税法等改正法、 一年所得税法等改正法、 平成二十五年所得税法等改正法、 震災特例法改正法、平成二十 令和三年所得税法 平成三十 平成二十 平成 令 和

る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額の施行による法人の市町村民税に係る令和五年度の東日本大震災に係

等改正法及び令和五年所得税法等改正法

て総務省令で定めるところにより算定した額、一平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十二年法律第九十六号、平成二十二年法律第九十六号、平成二十二年法律第九十六号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第九十六号、平成二

ホ 三年地方税法等改正法、 で定めるところにより算定した額 等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による法人事業税交付 年所得税法等改正法、 八年所得税法等改正法、 十六年所得税法等改正法、 年租税特別措置法等改正法、 金に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、 令和三年所得税法等改正法、 平成二十九年所得税法等改正法 震災特例法、 平成二十七年所得税法等改正法、 平成二十五年所得税法等改正法、 震災特例法改正法、 令和五年所得税法 平成二 平成三十 平成二十 平成 二十四 令和

る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定め平成三十一年地方税法等改正法の施行による環境性能割交付金に係

方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和三年地方税法年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地十三年法律第百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五八、平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二

見込額として総務省令で定めるところにより算定した額の施行による固定資産税に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収

等改正法及び令和四年地方税法等改正法

て総務省令で定めるところにより算定した額といいので、おいいので、ころにより算定した額とは、平成二十三年地方税法等改正法、平成二十二年地方税法等改正法、平成二十二年地方税法等改正法、平成二十二年法律第二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第一十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二

ホ 三年地方税法等改正法、 法等改正法 年所得税法等改正法、 八年所得税法等改正法、 十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、 年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、 令和三年所得税法等改正法及び令和五年所得税 平成二十九年所得税法等改正法、 震災特例法、 震災特例法改正法、平成二十 の施行による法人事業税交付 平成三十 平成二十 平成 令

る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めへ 平成三十一年地方税法等改正法の施行による環境性能割交付金に係で定めるところにより算定した額 金に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令

るところにより算定した額

(特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定

方法の特例)

第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関す 等 第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関す 等の算定の基礎及び算定方法によることができず、又は適当でないと認め 芸、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額 法、第十三条の測定単位の数値の類定の基礎及び算定方 られるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることがで きる。

(令和六年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第十一条 は、 付すべき特別交付税の総額は、 九十四に相当する額 次条において同じ。 るための六百十 付税額の一部及び附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充て 総額に加算された旧法附則第十一条に規定する令和五年度震災復興特別交 附則第十二条第一項の規定により令和六年度分として交付すべき交付税の 以下この条において同じ。 の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。 同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額 令和六年度に限り、 一億千七百)及び令和六年度震災復興特別交付税額 一十万七千円の合算額をいう。 同年度分として交付すべき普通交付税の総額 同年度分として交付すべき交付税の総額か の合算額を控除した額の百分の 令和六年度分として交 以下この条及び (第二十条 旧法

るところにより算定した額

(特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定

方法の特例

第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関す 等の算定の基礎及び算定方法によることができず、又は適当でないと認め 等の算定の基礎及び算定方法によることができず、又は適当でないと認め 等の算定の基礎及び算定方法によることができず、又は適当でないと認め られるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることがで きる。

(令和五年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第十一条 付税額の一 は、 総額に加算された旧法附則第十一条に規定する令和四年度震災復興特別交 附則第十二条第一項の規定により令和五年度分として交付すべき交付税の 以下この条において同じ。 の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。 付すべき特別交付税の総額は、 九十四に相当する額に三千億円を加算した額とし、 次条において同じ。) るための六百五十四億百七十二万円 同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額 令和五年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額 部及び附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充て 及び三千百五十億円の合算額を控除した額の百分の 同年度分として交付すべき交付税の総額か 令和五年度震災復興特別交付税額 の合算額をいう。 令和五年度分として交 以下この条及び (第二十条 (旧法

ら返還金等の額及び令和六年度震災復興特別交付税額

○の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び令和六の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び令和六

の合算額を加算した額とする。

(令和六年度震災復興特別交付税額の一部の令和七年度における交付等)

年度震災復興特別交付税額

第十二条 額の 第十二条第一項の規定により令和六年度分として交付すべき交付税の総額 して、 の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額と に加算された旧法附則第十一条に規定する令和五年度震災復興特別交付税 和六年度内に交付しないで、 事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を令 災復興特別交付税額については、 令和七年度分として交付すべき交付税の総額に加算して交付するこ 部のうち、 令和六年度分として交付すべき交付税の総額のうち令和六年度震 令和六年度内に交付しない額を除く。)を第六条第二項 当該総務大臣が定める額以内の額 東日本大震災に係る災害復旧事業、 (旧法附則 復興

た額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。)を控除して一分の交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分として交付すべ がの交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分として交付すべ が 前項の規定により
つ和六年度震災復興特別交付税額の一部を
つ和六年度震災復興特別交付税額の一部を
つ和七年度
2 前項の規定により
つ和六年度震災復興特別交付税額の一部を
つ和七年度
2

の加算がなかつたものとした場合における令和七年度分の交付税の総額か

前項の規定による令和六年度震災復興特別交付税額の一

部

付税の総額は、

2

とができる

(令和五年度震災復興特別交付税額の一部の令和六年度における交付等)

第十二条 して、 額の一 の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない に加算された旧法附則第十一条に規定する令和四年度震災復興特別交付税 第十二条第一項の規定により令和五年度分として交付すべき交付税の総額 和五年度内に交付しないで、 事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を令 災復興特別交付税額については、 とができる 令和六年度分として交付すべき交付税の総額に加算して交付するこ 部のうち、 令和五年度分として交付すべき交付税の総額のうち令和五年度震 令和五年度内に交付しない額を除く。) を第六条第1 当該総務大臣が定める額以内の額 東日本大震災に係る災害復旧事業、 间 法附則 復興 額と 二項

額の一部の加算がなかつたものとした場合における
令和六年度分の交付税 き普通交付税の総額は、 付税の総額は、 た額の百分の九十四に相当する額とし、 付税の総額に算入される額をいう。 の総額から返還金等の額 分の交付税の総額に加算して交付する場合には、 の加算がなかつたものとした場合における令和六年度分の交付税の総額か 前項の規定により令和五年度震災復興特別交付税額の一部を令和六年度 前項の規定による令和五年度震災復興特別交付税額の一 同項の規定による令和五年度震災復興特別交付税 (第二十条の三第) 以下この項において同じ。) 同年度分として交付すべき特別交 一項の規定により同年度分の交 同年度分として交付すべ を控除し 部

同項の規定により加算された令和六年度震災復興特別交付税額の一 ら返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び 部の合

(震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の

算額を加算した額とする。

特例

第十三条 らず、 特例を設けるものとする。 で定めるところにより、 況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、 災復興特別交付税の額の決定については、 東日本大震災に係る災害復旧事業、 令和六年度及び令和七年度において、 決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関 第十五条第二項の規定にかかわ 復興事業その他の事業の実施状 各地方団体に交付すべき震 総務省令

2 和七年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条第一項の 総額から附則第十一条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額を、 付税の総額」とあるのは 税の額を除く。 第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、 「額を」とあるのは 前項の場合における第十五条、 以下この項において同じ。)を」と、 額 「、令和六年度にあつては同年度の特別交付税の (附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付 第十六条、 第十八条から第二十条まで、 「当該年度の特別交 第十五条第二項中 令

> 同項の規定により加算された令和五年度震災復興特別交付税額の一 算額を加算した額とする。 ら返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び 部の合

(震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額

特例)

2 第十三条 税の額を除く。 で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関 らず、 第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中 況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、 災復興特別交付税の額の決定については、 特例を設けるものとする。 「額を」とあるのは 前項の場合における第十五条、 東日本大震災に係る災害復旧事業、 令和五年度及び令和六年度において、 以下この項において同じ。 額 (附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付 第十六条、)を」と、 第十五条第二項の規定にかかわ 復興事業その他の事業の実施状 第十八条から第二十条まで、 各地方団体に交付すべき震 「当該年度の特別交 総務省令

項中

「第八項」とあるのは

前

条」とあるのは

前

二条並びに附則第十三条第一項」と、

同条第一

前

一条」とあるのは

「第八項並びに附則第十三条第一項」と、

第二

項中

るのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、

第二十条第

一項中

るのは

付税額の一部をそれぞれ控除した額」

と、

同条第四項中

「又は前項」

とあ

付税額の一

部をそれぞれ控除した額」と、

同条第四項中

「又は前項」

規定により加算された附則第十一条に規定する令和五年度震災復興特別交

和六年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条第

項

令

総額から附則第十一条に規定する令和五年度震災復興特別交付税額を、

付税の総額」とあるのは

令和五年度にあつては同年度の特別交付税の

規定により加算された附則第十一条に規定する令和六年度震災復興特別交

十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則

第十三条第一項」

とする。

(令和六年度及び令和七年度における交付時期ごとに交付すべき額の特例)

第十四条 交付税額のうち令和六年度において交付された額を控除した額」とする。 附則第十一条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額の一部を控除し 令和七年度にあつては 特別交付税額のうち令和五年度において交付された額を控除した額」と、 による改正前の地方交付税法附則第十一条に規定する令和五年度震災復興 付税法等の一部を改正する法律 度震災復興特別交付税額を控除した額の前年度の交付税の総額から地方交 あるのは、 については、 た額の前年度の交付税の総額から同条に規定する令和六年度震災復興特別 令和六年度及び令和七年度における第十六条第一項の規定の適用 令和六年度にあつては 同項の表四月及び六月の項中「の前年度の交付税の総額」 「から附則第十二条第一項の規定により加算された (令和六年法律第 「から附則第十一条に規定する令和六年 号)第一条の規定 논

(震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還)

第十五条 該超える額 地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額を超えるときは当 あつた震災復興特別交付税の額に満たないときは当該満たない額を、 団体に交付した震災復興特別交付税の額が、 の財政収入の減少の状況その他の事由により、 に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実績、 令和六年度及び令和七年度において、 (次項及び第三項において 「超過交付額」という。)を、 当該地方団体に交付すべきで 平成二十三年度以降に地方 総務大臣は、 東日本大震災のため 東日本大震災 総務 当該

、含まままなである。第十三条第一項」とする。

十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは

「若しくは第十五条又は附則

(令和五年度及び令和六年度における交付時期ごとに交付すべき額の特例

第十四条 附則第十一条に規定する令和五年度震災復興特別交付税額の一部を控除 令和六年度にあつては「から附則第十二条第一 特別交付税額のうち令和四年度において交付された額を控除した額」と、 度震災復興特別交付税額を控除した額の前年度の交付税の総額から地方交 については、 交付税額のうち令和五年度において交付された額を控除した額」とする。 による改正前の地方交付税法附則第十一条に規定する令和四年度震災復興 あるのは、 た額の前年度の交付税の総額から同条に規定する令和五年度震災復興特 付税法等の一 令和五年度及び令和六年度における第十六条第一項の規定の 令和五年度にあつては 部を改正する法律 同項の表四月及び六月の項中 (令和五年法律第二号) 「から附則第十一条に規定する令和五年 「の前年度の交付税の総額」 項の規定により加算され 条の規定 適用

(震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還)

第十五条 地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額を超えるときは当 団体に交付した震災復興特別交付税の額が、 に係る災害復旧事業、 該超える額 あつた震災復興特別交付税の額に満たないときは当該満たない額を、 の財政収入の減少の状況その他の事由により、 令和五年度及び令和六年度において、 (次項及び第三項において 復興事業その他の事業の実績、 「超過交付額」という。)を、 当該地方団体に交付すべきで 総務大臣は、 平成二十三年度以降に地方 東日本大震災のため 東日本大震災 総務

とができる。
とができる。
とができる。
とができる。
とができる。
とができる。
とができる。

2 略

2

略

とができる。

て当該時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額とするこ

すべき震災復興特別交付税の額に加算し、

又はこれから減額した額をもつ

省令で定めるところにより、総務省令で定める時期に当該地方団体に交付

3 令和八年度以降の各年度において、総務大臣は、超過交付額が生じた地 3 令和八年度以降の各年度において、総務大臣は、超過交付額を返還さかなければならない。

4 · 5 略

別表第一 (第十二条第四項関係)

3 令和七年度以降の各年度において、総務大臣は、超過交付額が生じた地方のなければならない。

4 5 略

別表第一(第十二条第四項関係)

	, 000	000	用
	Ol		
			1
		道 府 県	類 体 地 の 方 種 団
よう費	1 道路橋り	巻言	経費の種類
	道路の面積千平方	警察職員数一人に	測定単位
ルにつト	千平方 一三六、〇〇〇	一人に 八、四八九、〇〇〇円	単 位 費 用

道府県

警察費

警察職員数

一人に

六八七、

つき

1

道路橋り

道路の面積

千平方

三七、

メート

ルにつ

よう費

土木費

体の種

経費の種類

測定単位

単

位

費

用

類

地方団

	つき		 土 木 費		つき		土木費
一、二五〇	一人に	人口	4 その他の	一、二八〇	一人に	人口	4 その他の
	つき	の延長			つき	の延長	
	設トルに	る外郭施設			トルに	る外郭施設	
四、八三〇	け ー メ ー	漁港におけ		四、六二〇	ーメー	漁港におけ	
	つき	の延長			つき	の延長	
	設トルに	る係留施設			トルに	る係留施設	
10, 1100	け ーメー	漁港におけ		10, 1100	メー	漁港におけ	
	つき	の延長			つき	の延長	
	設トルに	る外郭施設			トルに	る外郭施設	
五、三一〇	港湾におけ一メー	港湾にお		五、二〇〇	メー	港湾におけ	
	つき	の延長			つき	の延長	
	設トルに	る係留施設			トルに	る係留施設	
二九、〇〇〇	港湾におけーメー	港湾にお	3 港湾費	二九、五〇〇	ーメー	港湾におけーメー	3 港湾費
	き				き		
	ルにつ				ルにつ		
	メート				メート		
一八五、〇〇〇	長一キロ	河川の延長	2 河川費	一九二、〇〇〇	一キロ	河川の延長	2 河川費
	き				き		
	ルにつ				ルにつ		
	メート				メート		
一、九二八、〇〇〇	道路の延長一キロ	道路の延		一、八九三、〇〇〇	一キロ	道路の延長一キロ	
	<u></u> き				き		

四厚生労働費								教育費	5 その他の			学校費	4 特別支援			費	3 高等学校		2 中学校費		1 小学校費	三教育費
	の数	童及び生徒	の幼児、児	私立の学校	の学生の数	校及び大学	高等専門学		人口		学級数		教職員数		生徒数		教職員数		教職員数		教職員数	
			つき	一人に		つき	一人に	つき	一人に	につき	一学級	つき	一人に	つき	一人に	つき	一人に	つき	一人に	つき	一人に	
				三二二、七四〇			二一四、〇〇〇		二、一八〇		二、一八八、〇〇〇		五、五八三、〇〇〇		六二、100		六、七三六、〇〇〇		五、九〇九、〇〇〇		五、九八八、〇〇〇	

四厚生労働費								教育費	5 その他の			学校費	4 特別支援			費	3 高等学校		 2 中学校費 		 小学校費 	三教育費
	の数	童及び生徒	の幼児、児	私立の学校	の学生の数	校及び大学	高等専門学		人口		学級数		教職員数		生徒数		教職員数		教職員数		教職員数	
			つき	一人に		つき	一人に	つき	一人に	につき	一学級	つき	一人に	つき	一人に	つき	一人に	つき	一人に	つき	一人に	
				三〇九			1 1 1 11		=		二、一八六、		五、五三六、		五九、		六、六五九、		五、八四七、		五、九三二、	

につき	面積タール	公有林野の 一へク 一五、五〇〇	につき	林野の面積 タール	林野行政 公有以外の 一ヘク <u>五、三一〇</u>	つき	農業行政 農家数	産業経済費	つき	労働費 人口 一人に 四五○	上人口 つき	七十五歳以一人に 九八、三〇〇	健福祉費 上人口 つき ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー	高齢者保 六十五歳以 一人に 五八、二〇〇	育て費 人口 つき	こども子 十八歳以下 一人に 九八、六○○	つき	衛生費 人口 一人に 一四、九〇〇	つき	を	
				費	2	費	1	五		- I				1							
	面	<u>か</u>			林野行政公	其	農業行政農	産業経済費		5 労働費 人		七	健福祉費 上	4 高齢者保 六				3 衛生費 人	費	2 社会福祉 人	
	面積	公有林野の		林野の面積	政公有以外の	貝	農業行政 農家数	産業経済費			上人口	七十五歳以	健福祉費 上人口	高齢者					費	社会福	
につき	面積タール	公有林野の一へク	につき		政	りつき	政	産業経済費	つき	労働費	上人口つき	七十五歳以一人に		高齢者保			つき	衛生費	費つき	社会福祉	_

	償還費	八 4 4									七《《	費	3		2		1	六		4	費	3
	座 費	補正予算債									災害復旧費	貝	地域振興		恩給費		徴税費	総務費	貝	商工行政	具	水産行政
年度までの	から平成十	平成四年度	還金	係る元利償	た地方債に	は許可を得	いて同意又	め発行につ	に充てるた	業費の財源	災害復旧事		人口	者数	恩給受給権		世帯数			人口		水産業者数 一人に
	つき	千円に							· -	つき	千円に	つき	一人に	つき	一人に	につき	一世帯		つき	一人に	つき	一人に
		八〇〇									九五〇		五五三		八二九、〇〇〇		五、七一〇			二、〇五〇		三六五、〇〇〇
	償還費	八 補正予算債									七 災害復旧費	費	3 地域振興		2 恩給費		1 徴税費	六 総務費	費	4 商工行政	費	3 水産行政
年度までの	から平成	補正予算債 平成四年	還金	係る元利償	た地方債に	は許可を得	いて同意又	め発行につ	に充てるた	業費の財源	災害復旧費	費	3 地域振興 人口	者数	恩給費				費	4 商工行政 人口	費	水産行政
年度までの	か	補正予算債 平成四	還金	係る元利償	た地方債に	は許可を得	いて同意又	め発行につ	に充てるた	費の		費つき	地域振興	者数 つき		につき	徴税費		費つき	商工行政	費つき	

地方債の額	許可を得た	て同意又は	発行につい	充てるため	費の財源に	に係る事業	補正予算等	おいて国の	の各年度に	五年度まで	度から令和つき	平成十六年 千円に	償還金	に係る元利	れた地方債	行を許可さ	てるため発	の財源に充	係る事業費	正予算等に	いて国の補	各年度にお
												11/111										
- 1 th		T			費	に	補	*	0	四	连	亚	僧	に	ħ	行	T	0	(公)	正	\$1	
地方債の額	許可を得た	同意又は	発行につい	充てるため	員の財源に	に係る事業	補正予算等	わいて国の	8 各年度に	年度まで	度から令和 つき	平成十六年 千円に	償還金	に係る元利	れた地方債	行を許可さ	てるため発	財源に充_	係る事業費	正予算等に	て国の補	各年度にお
												===										

									償還費	十 財源対策債											補塡債償還費	九 地方税減収
た地方債	は許可を得	いて同意	て発行に	年度にお	ため当該	財源対策の	の各年度の	五年度まで	度から令和	平成十六	の額	得た地方債	又は許可	ついて同意	別に発行	において	での各年度	和五年度ま	年度から令	め平成十六	収補塡の	地方税の
0	得	又	<u>つ</u>	()	各	0	0	<u>で</u>	和っき	年一千円に		債	を	意	に	特	度	ま	令	<u>六</u>	たつき	減 千円に
										11 11												六〇
									償還費	十 財源対策債											補塡債償還費	九 地方税減収
た地方債の	は許可を得	いて同意で	て発行につ	年度におい	ため当該を	財源対策の	の各年度の	四年度まで	度から令和	平成十五	の額	得た地方側	又は許可な	ついて同音	別に発行に	においては	での各年度	和四年度ま	年度から令	め平成十五	収補塡のた	地方税の
0	得	又_	<u>つ</u>	ι ζ	各	0	<u>の</u>	<u>"Cl</u>	和一つき	年一千円に		債_	を	意_	に_	特		ま	<u> </u>	五	たっき	千円に
										三四												六〇

平 つ き	策のため	束			平	策債償還費 策
対	臨時財政	十二 臨時財政		六〇	時財政対 千円に	十二 臨時財政 臨
	の額				の額	の
力	れた地方債				れた地方債	<u>れ</u>
کے	ることとさ				ることとさ	
C.	ことができ				ことができ	
	別に起こす				に起こす	別
て 特	において				において特	に に
牛	当該各年度				当該各年度	当
た め	塡するた				塡するため	
Z	の減収を補				減収を補	の
年度	での各に				の各年度	で
渂	十八年度ま				八年度ま	+
₩.	度から平成				から平成	
五年	平成十二				平成十六年	平
及	度まで及び				度まで及び	
午	ら平成八				ら平成八年	
及 か	成六年度				成六年度か	成
0	等による平				等による平	等
税	る特別減				特別減税	る
係	県民税に	賃償還費			県民税に係っき	債償還費 県
~	個人の道府 千円に	十一 減税補塡	<i>,</i> u	五九	個人の道府 千円に	十一 減税補塡 個
	額					

										償還費	防災施策等債	震災全国緊急	十三 東日本大									
た地方債の	は許可を得	いて同意又	め発行につ	に充てるた	要する費用	災施策等に	全国緊急防	日本大震災	において東	での各年度	和五年度ま	年度から令つき	平成二十五千円に	地方債の額	ととされた	ができるこ	起こすこと	いて特別に	各年度にお	年度までの	から令和五	成十六年度
													四一									
										償還費	防災施策等債	震災全国緊急	十三 東日本大									
た地方債の	は許可を得	いて同意又	め発行につ	に充てるた	要する費用	災施策等に	全国緊急防	日本大震災	において東	償還費での各年度	防災施策等債和四年度ま	全国緊急年度から令	東日本大 平成二十五	地方債の額	ととされた	ができるこ	起こすこと	いて特別に	各年度にお	年度までの	から令和四	成十五年度
た地方債の	は許可を得	て同意	発行に	に充てるた	要する費用	災施策等に	全国緊急防	本大震	いて	費 一での各年	施策等債和	全国緊急	東日本大	地方債の額	ととされた	ができるこ	起こすこと		各年度にお	年度までの	から令和四	成十五年度
た地方債の	は許可を得	て同意	発行に	に充てるた	要する費用	災施策等に	全国緊急防	本大震	いて	費 一での各年	施策等債和	全国緊急年度から令	東日本大 平成二十五	地方債の額	ととされた	ができるこ	起こすこと		各年度にお	年度までの	から令和四	

								1													<u> </u>
						市町村															
		よう費	1 道	二 土木費		一消防費												費	化施策	十四四国	
		費	道路橋り	費															化施策債償還	国土強靱	
道路の延長 一キロー			道路の面積			人口		額	た地方債の	は許可を得	いて同意又	め発行につ	に充てるた	要する費用	靭化施策に	いて国土強	各年度にお	年度までの	から令和五	令和元年度 千円に	額
一き口	ルにつ	メート	千平方		つき	一人に													つき	千円に	
<u></u>			4-1			1															
八八、〇〇〇			七一、九〇〇			一、八〇〇														<u> </u>	
			0			0	円													八	<u> </u>
						市町村															
			1	=		-												費	化	十四四	
		よう費	道路橋り	土木費		消防費													化施策債償還	国土強靱	
- 346								Jord							II		-	٠.١			Jose
道路の延長 一キロ			道路の面			人口		額	た地方債	は許可を得	いて同意	め発行に	に充てるた	要する費用	靱化施策に	いて国土強	各年度にお	年度までの	から令和	令和元年度千円に	額
<u>長</u> 一き	ル	メ	面積 千		つき	<u> </u>			の	得	又	つ	た	用	に	強	お	の	四 つ き	度千	
キロ	ルにつ	メート	千平方		き	一人に													き	円に	
ı																					
八九、〇〇〇			七一、			一一、六〇〇															
게			1																		

				4 公		費	3												2 港			
				公園費			市計画												港湾費			
	面積	都市公園の		人口	人口	域における	都市計画区	の延長	る外郭施設	漁港におけ	の延長	る係留施設	漁港におけ	の延長	る外郭施設	港湾におけ	の延長	る係留施設	港湾におけ			
ルにつ	メート	千平方	つき	一人に		つき	一人に	つき	トルに	メー	つき	トルに	ーメー	つき	トルに	ーメー	つき	トルに	メー	き	ルにつ	メート
		三七、								<u>=</u>			<u> </u>			五			二八、			
		三七、六〇〇		五三八			九 八 一			二六〇			0,000			<u></u>			=======================================			
				4			3												2			
				公園費		費	都市計画												港湾費			
	 面 積	都市公園の		人口	人口	域における	都市計画区	の延長	る外郭施設	漁港におけ	の延長	る係留施設	漁港におけ	の延長	る外郭施設	港湾におけ	の延長	る係留施設	港湾におけ			
ルにつ	メート	千平方	つき	一人に		つき	一人に	つき	トルに	ーメー	つき	トルに	ーメー	つき	トルに	ーメー	つき	トルに	ーメー	き	ルにつ	メート
		三七、三〇〇		五三〇			九六九			三、			10,000			五、三一〇			二八、〇〇〇			

4 その他の	費	3 高等学校			2 中学校費			 1 小学校費	三教育費	土木費の他の	<u>-</u>	5 下水道費
人口	生徒数	教職員数	学校数	学級数	生徒数	学校数	学級数	児童数) [人口
一 人 に	一 人 に	一人に	一 校 に 一	一学級	一 人 に	一校に一二	一学級	一人に		つ -) き に	つして	一人に
四、四二〇	七八、五〇〇	六、五五四、〇〇〇	一、〇二九、〇〇〇	一、〇二五、〇〇〇	四七、四〇〇	二、七〇八、〇〇〇	八 八 〇 〇 〇	五一、三〇〇			- , u	一 〇 五
4 その他の	費				2 中			1 小	三教育費	土木費		5 下
\mathcal{O}		^守 学 校			学 校 費			学校費	賀	質 () 化()	D 1 <u>1</u> D	水道費
<u>の</u> 人 口	生徒数	高等学校 教職員数	学 校 数	学 級 数	中学校費 生徒数	学 校 数	学級数	小学校費 児童数	實	質 0 ft 	<u>ti</u>	下水道費 人口
	生徒数 一人に			学級数 一学級	生徒数	学校数 一校に 一一、九二九、〇〇〇	学級数 一学級			化 ク レ	<u>ti</u>	水道費 人口 一人に

五産業経済費		6 清掃費 人口	上人口	七十五歳以一	健福祉費 上人口 つ	5 高齢者保 六十五歳以 一	育て費人口	4 こども子 十八歳以下 一	費 つ	3 保健衛生 人口 一	費 つ	2 社会福祉 人口	費 つ	1 生活保護 市部人口	四厚生費				
	つき	一人に五、一六〇	つき	一人に 八四、九〇〇	つき	一人に七二、一〇〇	つき	一人に 一五九、〇〇〇	つき	一人に 七、一八〇	つき	一人に 八、〇五〇	つき	一人に 九、四三〇					
五産業経済費		5 清掃費			健福祉費	4 高齢者保			費	3 保健衛生	費	2 社会福祉	費	1 生活保護	四厚生費			<i>u</i> .	

五 産業経済費		5 清掃費			健福祉費	4 高齢者保	費	3 保健衛生	費	 社会福祉 	費	1 生活保護	四厚生費							教育費
		人口	上人口	七十五歳以	上人口	六十五歳以		人口		人口		市部人口		もの数	就学前子ど	園の小学校	認定こども	幼保連携型	幼稚園及び	
	つき	一人に	つき	一人に	つき	一人に	つき	一人に	つき	一人に	つき	一人に						つき	一人に	つき
		五、〇四〇		八三、二〇〇		七一、七〇〇		八、三三〇		二八、三〇〇		九、四〇〇							七五三、〇〇〇	

		七 災害復旧費					費	3 地域振興			基本台帳費	2 戸籍住民		1 徴税費	六 総務費	費	3 商工行政		行政費	2 林野水産	費	1 農業行政
に充てるた	業費の財源	災害復旧事				面積		人口		世帯数		戸籍数		世帯数			人口	者数	産業の従業	林業及び水一人に		農家数
	つき	千円に	につき	ートル	キロメ	一平方	つき	一人に	につき	世帯	つき	一籍に	につき	世帯		つき	一人に		つき	一人に	つき	一戸に
		九五〇				1、011国、000		一、七四〇		二、〇九〇		7, 110		四、一二〇			一、三六〇			五二五、〇〇〇		九二、〇〇〇
		七 災害復旧費					費	3 地域振興			基本台帳費	2 戸籍住民		1 徴税費	六 総務費	費	3 商工行政		行政費	2 林野水産	費	 1 農業行政
に充てるた	業費の財源	災害復旧費 災害復				面積	費			世帯数	基本台帳費					費		者数		林野水産 林業及び	費	1 農業行政 農家数
に充てるた	費の	災害復旧費	につき	ートル	キロメ	面積	費つき	地域振興	につき	世帯数 一世帯	基本台帳費	戸籍住民	につき	徴税費		費つき	商工行政	者数		林野水産	費つき	

						償還費	九 補正予算債								業債償還費	八 辺地対策事						
の財源に充	係る事業費	正予算等に	いて国の補	各年度にお	年度までの	から平成十	平成四年度	還金	係る元利償	た地方債に	は許可を得	いて同意又	め発行につ	に充てるた	業費の財源	辺地対策事	還金	係る元利償	た地方債に	は許可を得	いて同意又	め発行につ
						つき	千円に								つき	千円に						
							八〇〇									八〇〇						
						償還費	九 補正予算債								業債償還費	八 辺地対策事						
の財源に充	係る事業費	正予算等に	いて国の補	各年度にお	年度までの	から平成十	平成四年度	還金	係る元利償	た地方債に	は許可を得	いて同意又	め発行につ	に充てるた	業費の財源	辺地対策事	還金	係る元利償	た地方債に	は許可を得	いて同意又	め発行につ
						つき	千円に								つき	千円に						
							八〇〇									八〇〇						

補塡債	十																	
成十七年度 成十七年度 水 でき	似	地方責り領	て同意又は	発行につい	充てるため	費の財源に	に係る事業	補正予算等	おいて国の	の各年度に	五年度まで	度から令和 つき	平成十六年	償還金	に係る元利	れた地方債	行を許可さ	てるため発
き	千円にコ											き	千円に					
	三 九																	
補塡債償還費	十 地方税減収																	
信償還費 成十七年度 め平成十五 でである。 では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	地方税減収地方税の減	他 ケ 責の質 許可を得た	て同意又は	発行につい	充てるため	費の財源に	に係る事業	補正予算等	おいて国の	の各年度に	四年度まで	度から令和	平成十六年	償還金	に係る元利	れた地方債	行を許可さ	てるため発
信償還費 収補塡の 年度及び	地方税減収	世方責の項許可を得た	て同意又は	につ	てるた	の財源		補正予算等	い て 国		年度ま	から令	平成十六年 千円に	償還金	に係る元利	れた地方債	を許可	てるため発

	債償還費	十二 減税補											賃償還費	十一 財源対策								
る特別減税	村民税に係つき	補塡 個人の市町 千円に	額	た地方債の	は許可を得	いて同意又	て発行につ	年度におい	ため当該各	財源対策の	の各年度の	五年度まで	度から令和 つき	対策 平成十三年 千円に	地方債の額	許可を得た	て同意又は	発行につい	いて特別に	各年度にお	年度までの	から令和五
		に六〇												に 三 三								
		0												<u> </u>								
	賃償還費	十二 減税補塡											賃賃還費	十一一財								
		温											費	源対策								
る特別減税	村民税に係	個人の市	額	た地方債の	は許可を得	いて同意又	て発行につ	年度におい	ため当該各	財源対策の	の各年度の	四年度まで	度	財源対策 平成十三年	地方債の額	許可を得た	て同意又は	発行につい	いて特別に	各年度にお	年度までの	から令和四
る特別減税	税	個人	額	地方債	は許可を得	て	て発行につ	年度におい	ため当該各	財源対策の	各年度	四年度まで		深瀬策 平成十三年 千円に	地方債の額	許可を得た	て同意又は	発行につい	いて特別に	各年度にお	年度までの	から令和四

				対策債償還費	十三 臨時財政																	
各年度にお	年度までの	から令和五	成十六年度	策のため平	臨時財政対	の額	れた地方債	ることとさ	ことができ	別に起こす	において特	当該各年度	塡するため	の減収を補	での各年度	十八年度ま	度から平成	平成十六年	度まで及び	ら平成八年	成六年度か	等による平
				つき	千円に																	
					ب																	
					六〇																	
				対策債償還費	+ =																	
	年度までの	から令和四	成十五年度	策のた	十三 臨時財政	の額	れた地方債	ることとさ	ことができ	別に起こす	において特	当該各年度	塡するため	の減収を補	での各年度	 	度から平成	平成十五年			成六年度か	等による平
 各年度にお	年度までの	から令和四	成十五年度	策の	+ =	の額	れた地方債	ることとさ	ことができ	別に起こす	において特	当該各年度	塡するため	の減収を補	での各年度	十八年度ま	度から平成	平成十五年	度まで及び	ら平成八年	成六年度か	等 に ら る 下

費	化施策債償還	十五 国土強靱												償還費	防災施策等債	震災全国緊急	十四 東日本大					
年度までの	から令和五	令和元年度	額	た地方債の	は許可を得	いて同意又	め発行につ	に充てるた	要する費用	災施策等に	全国緊急防	日本大震災	において東	での各年度	和五年度ま	年度から令	平成二十五	地方債の額	ととされた	ができるこ	起こすこと	いて特別に
	つき	千円に														つき	千円に					
		二七															五二					
費	化	十 五												償還費	防災	震災	十四					
	施策債償還													費	、施策等債	(全国緊急	東日本大					
年度までの	化施策債償還から令和四	国土強靭 令和元年	額	た地方債の	は許可を得	いて同意又	め発行につ	に充てるた	要する費用	災施策等に	全国緊急防	日本大震災	において東	で	防災施策等債 和四年度ま	震災全国緊急年度から合	東日本大平成二十五	地方債の額	ととされた	ができるこ	起こすこと	いて特別に
年度までの	から令	国土強靱 令	額	た地方債の	許	いて同意又	発行	に充てるた	要する費用	災施策等に	全国緊急防	日本大震災	において東		和		東日本大 平成二十五 千円に	地方債の額	ととされた	ができるこ	起こすこと	いて特別に

											別										
		市町村					道府県	種類	団 体 の	地方	別表第二(第										
面積	人口				面積	人口			測定単位		(第十二条第五項関係)										
メートルに一平方キロ	一人につき		つき	メートルに	一平方キロ	一人につき					係)	額	た地方債の	は許可を得	いて同意又	め発行につ	に充てるた	要する費用	靭化施策に	いて国土強	各年度にお
11, 1100, 000	一九、四〇〇	円			一、〇六二、〇〇〇	九、七四〇	円		単位費用												
	OI	门			OI	OI	口]										
		#					. *			Lel.] 表										
		市町村					道府県	種類	団 体 の	地方	別表第二(第										
 面 積	人口	町村			面積	人口	坦府県		体		第十										
面積		町村	つき	メートルに	面積 一平方キロ	人口 一人につき	垣府県		体の測定単			額	た地方債の	は許可を得	いて同意又	め発行につ	に充てるた	要する費用	靱化施策に	いて国土強	各年度にお

	1
	つ
	き
	つ
	き

$\overline{}$
傍
線
部
は
改
正
部
分

九千億円	令和十年度	九千億円	令和十年度
八千億円	令和九年度	八千億円	令和九年度
七千億円	令和八年度	七千億円	令和八年度
六千億円	令和七年度	六千億円	令和七年度
五千億円	令和六年度		
控除額	年度	控除額	年度
借入金をすることができる。	計の負担において、	いて、借入金をすることができる。	計の負担におい
得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会	順次控除して得た金	順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会	順次控除して得
五兆千百二十二億九千五百四十万八千円から毎年度一兆円を	あっては二十五兆千	あっては二十五兆千百二十二億九千五百四十万八千円から毎年度一兆円を	あっては二十五
を、令和十一年度から令和三十五年度までの各年度に	次控除して得た金額を、	金額を、令和十一年度から令和三十五年度までの各年度に	次控除して得た金額を、
る当該年度までの各年度に応ずる同表の下欄に定める額を順	の上欄に掲げる当該	欄に掲げる当該年度までの各年度に応ずる同表の下欄に定める額を順	の上欄に掲げる
は二十八兆六千百二十二億九千五百四十万八千円から次の表	年度にあっては二十	年度にあっては二十八兆千百二十二億九千五百四十万八千円 から次の表	年度にあっては
千五百四十万八千円を、令和六年度から令和十年度までの各	百二十二億九千五百	白四十万八千円 を、令和七年度から令和十年度までの各	二十二億九千五百
項の規定にかかわらず、令和五年度にあっては二十八兆六千	第十三条第一項の規	第十三条第一項の規定にかかわらず、令和六年度にあっては二十八兆千百	第十三条第一項
地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、	年度において、地方	地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、	年度において、
特別会計において、 <u>令和五年度</u> から令和三十五年度までの各	第四条 交付税特別会	交付税特別会計において、 <u>令和六年度</u> から令和三十五年度までの各	第四条 交付税特
会計における借入金の特例)	(交付税特別会計に	(交付税特別会計における借入金の特例)	(交付税特別会
	附則		附則
現行		改正案	

(交付税特別会計における一時借入金の利子の繰入れの特例)

| 第五条 | 令和六年度に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金(森林 | 第

がある場合には、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、環境譲与税譲与金に係るものを除く。)の利子の支払に充てるために必要

一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる

(交付税特別会計における一般会計からの繰入金の額の特例)

第九条

令和六年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金

体

二号に掲げる額を加算した額に二千五百億円を加算した額から同項第六号の額は、同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第一項第

及び第七号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

の繰入金の額は、当分の間、同条の規定により算定した額に百五十四億円2 令和七年度以降の各年度における第二十四条の規定による一般会計からっ

による一般会計からの繰入金の額は、令和七年度及び令和八年度に3 令和七年度から令和二十六年度までの各年度における第二十四条の規定

を加算した額とする。

度までの各年度にあっては同項の規定により算定した額に第一号に掲げるた額から第二号に掲げる額を減額した額とし、令和九年度から令和十二年を額から第二号に掲げる額を減額した額に第一号に掲げる額を加算し

額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、令和十五年度び令和十四年度にあっては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、令和十三年度及

2 3 略

(交付税特別会計における一時借入金の利子の繰入れの特例)

第五条 令和五年度に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金(森林

がある場合には、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、環境譲与税譲与金に係るものを除く。)の利子の支払に充てるために必要

般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる

(交付税特別会計における一般会計からの繰入金の額の特例)

第九条 令和五年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金

の額は、同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第一項第

二号に掲げる額を加算した額_____

から同項第六号

及び第七号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

の繰入金の額は、当分の間、同条の規定により算定した額に百五十四億円2 令和六年度以降の各年度における第二十四条の規定による一般会計から

を加算した額とする。

年度にあっては前項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算しによる一般会計からの繰入金の額は、令和六年度から令和八年度までの各名、 令和六年度から令和二十六年度までの各年度における第二十四条の規定

にあっては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる

た額から第二号に掲げる額を減額した額とし、

令和九年度

額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、令和十一年度及

び令和十二年度にあっては同項の規定により算定した額に第

一号に掲げる

での各年度にあっては同項の規定により算定した額から同号 を減額した額とする から令和二十六年度ま に掲げる額 を減額した額とする

次の表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定める金額

三億円		令和十四年度
三億円		令和十三年度
九百六十一億円		令和十二年度
九百六十一億円		令和十一年度
五百九十九億円		令和十年度
五百四十八億円		令和九年度
五百三十五億円		令和八年度
七百七十五億円		令和七年度
額	金	年度

地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和七年度分及び令

の交付税の総額から減額する金額

二千四百六十

億七千七百八万二千円

和八年度分

十二年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和九年度から令和 二千二百十

> での各年度にあっては同項の規定により算定した額から第八号に掲げる額 第七号に掲げる額を減額した額とし、 額を加算した額から第六号に掲げる額を減額した額とし、 び令和十四年度にあっては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる 額を加算した額から第五号に掲げる額を減額した額とし、 ら令和十八年度までの各年度にあっては同項の規定により算定した額から 令和十九年度から令和二十六年度ま 令和十五年度か 令和十三年度及

次の表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定める金額

令和十四年度
令和十三年度
令和十二年度
令和十一年度
令和十年度
令和九年度
令和八年度
令和七年度
令和六年度
年

八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和六年度から令和

二千四百六十

億七千七百八万二千円

三 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和九年度分

の交付税の総額から減額する金額 二千六百十

九億千三百八十万二千円	六億八百二十七万六千円
四 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和十三年度から令	四 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和十年度分
和二十六年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 五百八	の交付税の総額から減額する金額 千九百
十五億七千三百二十二万円	九十五億八千九百十二万二千円
(削る)	五 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和十一年度分及び
	令和十二年度分の交付税の総額から減額する金額 千六百三十三億四千
	五十八万二千円
(削る)	六 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和十三年度分及び
	令和十四年度分の交付税の総額から減額する金額 六百七十五億八千九
	百十二万三千円
(削る)	七 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和十五年度から令
	和十八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額(六百七十
	二億八千九百十二万三千円
(削る)	八 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和十九年度から令
	和二十六年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額(九百二)
	十二億二千九十四万千円
(交付税特別会計における繰入れの特例)	(交付税特別会計における繰入れの特例)
第十条 第六条の規定にかかわらず、地方特例交付金等の地方財政の特別措	第十条 第六条の規定にかかわらず、地方特例交付金等の地方財政の特別措
置に関する法律(平成十一年法律第十七号)第二条第三項に規定する地方	置に関する法律(平成十一年法律第十七号)第三条第一項に規定する地方
特例交付金の総額は、毎会計年度、一般会計から交付税特別会計に繰り入	特例交付金の総額は、毎会計年度、一般会計から交付税特別会計に繰り入
れるものとする。	れるものとする。
2 略	2 略
3 令和六年度においては、地方公共団体金融機構法(平成十九年法律第六	

第十二条の四 2 第十一条 4 第 等の整備等の促進に関する法律 投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れられた繰入金は る。 会計の投資勘定に帰属させるものとし、 第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別 政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとす 金を支弁するため、 計の投資勘定に帰属させるものとし、 十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会 おいては、 特別会計に繰り入れるものとする。 政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、 十年度から令和五年度までの間においては、 十四号) (交付税特別会計の歳入及び歳出の特例 (財政投融資特別会計の繰入れ並びに歳入及び歳出の特例) 予算で定めるところにより 交付税特別会計の歳入とする 第二十三条の規定によるほか、 前項に規定するもののほか、 項に規定する繰上償還を行おうとする旨の申出がなかったとした場合 附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の 地方公共団体金融機構法 附則第十条第三項及び第四項に規定するもののほか、 当該帰属させた額を、 令和 財政投融資特別会計の投資勘定から交付税 (平成十一年法律第百十七号) 前条第三項及び第四項の規定により財政 |年度から令和六年度までの各年度に 各年度における森林環境譲与税譲与 民間資金等の活用による公共施設 予算で定めるところにより、 地方公共団体金融機構法附則 当該帰属させた額を 附則第四条 平成三 部を財 附則第 財 2 3 第十二条の四 第十一条 第一項に規定する繰上償還を行おうとする旨の申出がなかったとした場合 等の整備等の促進に関する法律 第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別 十年度から令和五年度までの間においては、 投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れられた繰入金は る。 政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとす 計の投資勘定に帰属させるものとし、 十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会 会計の投資勘定に帰属させるものとし、 金を支弁するため、 おいては、 (交付税特別会計の歳入及び歳出の特例 (財政投融資特別会計の繰入れ並びに歳入及び歳出の特例 交付税特別会計の歳入とする 第二十三条の規定によるほか、 令和 地方公共団体金融機構法 附則第十条第三項 当該帰属させた額を、 (平成十一年法律第百十七号) 附則第四条 前条第三 (平成十九年法律第六十四号) 各年度における森林環境譲与税譲与 民間資金等の活用による公共施設 予算で定めるところにより、 項 に規定するもののほか、 から令和六年度までの各年度に 地方公共団体金融機構法附則 の規定により財政 平成 附則第

財

投融資特別会計の投資勘定の歳出とする。	投融資特別会計の投資勘定の歳出とする。
び 第一項の規定による同勘定から財政融資資金勘定への繰入金は、財政	びに第一項の規定による同勘定から財政融資資金勘定への繰入金は、財政
定による財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計への繰入金及	定による財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計への繰入金並_
3 第五十三条第二項の規定によるほか、附則第十条第三項 の規	3 第五十三条第二項の規定によるほか、附則第十条第三項及び第四項の規
2 略	2 略
る。	る。
により、同会計の投資勘定から財政融資資金勘定に繰り入れることができ	により、同会計の投資勘定から財政融資資金勘定に繰り入れることができ
に相当する額を補塡するため、当該帰属させた額を、予算で定めるところ	に相当する額を補塡するため、当該帰属させた額を、予算で定めるところ
に同会計の財政融資資金勘定において生じていたと見込まれる運用利殖金	に同会計の財政融資資金勘定において生じていたと見込まれる運用利殖金

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)(抄) (第三条関係)

(傍線部は改正部分)

改正案	現行
(趣旨)	(趣旨)
第一条 この法律は、個人の道府県民税(都民税を含む。以下 同位	第一条 この法律は、個人の道府県民税(都民税を含む。第三条において同
じ。)の所得割及び個人の市町村民税(区民税を含む。以下 同	じ。)の所得割及び個人の市町村民税(区民税を含む。同条において同
じ。)の所得割の収入が地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附	じ。)の所得割の収入が地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附
則第五条の四及び第五条の四の二(同法附則第四十五条の規定により読み	則第五条の四及び第五条の四の二(同法附則第四十五条の規定により読み
替えて適用する場合を除く。)の規定による控除(次条第二項及び第三条	替えて適用する場合を除く。)の規定による控除(第三条
において「住宅借入金等特別税額控除」という。)並びに同法附則第五条	において「住宅借入金等特別税額控除」という。)
の八及び第五条の十二の規定による控除(同項及び第三条の二において	
「定額減税」という。)を行うことにより減少することに伴う地方公共団	を行うことにより減少することに伴う地方公共団
体の財政状況に鑑み、その財政の健全な運営に資するため、当分の間の措	体の財政状況に鑑み、その財政の健全な運営に資するため、当分の間
置として、地方特例交付金の交付その他の必要な財政上の特別措置を定め	置として、地方特例交付金の交付その他の必要な財政上の特別措置を定め
るものとする。	るものとする。
(地方特例交付金の交付)	(地方特例交付金の交付)
第二条 略	第二条 略
2 地方特例交付金の種類は、住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付	
金(個人の道府県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の住宅借入	
金等特別税額控除による減収額を埋めるために当分の間の措置として交付	
する交付金をいう。以下同じ。) 及び定額減税減収補塡特例交付金(個人	

2 4 第三条 3 び第五条第一項において 県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の住宅借入金等特別税額控 いう。 収補塡特例交付金総額を、 等特別税額控除減収補塡特例交付金の額は、 総額」という。)とする 除による減収見込額の合算額に相当する額として予算で定める額 交付金の総額は、各都道府県及び各市町村における当該年度の個人の道府 交付すべき定額減税減収補塡特例交付金の額を加算した額)とする。 入金等特別税額控除減収補塡特例交付金の額 付金の額は、 る定額減税減収補塡特例交付金総額を加算した額)とする。 減収補塡特例交付金総額に当該各年度における第三条の二第 次条第一 収額を埋めるために令和六年度及び令和七年度において交付する交付金を の道府県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の定額減税による減 にあっては、 (住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付金の額) (令和六年度及び令和七年度にあっては、 毎年度分として各都道府県及び各市町村に対して交付すべき住宅借入金 毎年度分として交付すべき地方特例交付金の総額は、 毎年度分として各都道府県又は各市町村に対して交付すべき地方特例交 毎年度分として交付すべき住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例 以下同じ。 項に規定する住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付金総額 当該額に当該各年度において第三条の二第1 当該年度において次条第二項の規定により交付すべき住宅借 とする。 「住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付金 総務省令で定めるところにより、 当該住宅借入金等特別稅額控除 住宅借入金等特別税額控除減 (令和六年度及び令和七年度 当該年度における 一項の規定により 各都道府県及 一項に規定す (次項及 2 第三条 付金の 毎年度分として各都道府県及び各市町村に対して交付すべき地方特例交 」という。)とする

(地方特例交付金の額)

び第五条第一項において 除による減収見込額の合算額に相当する額として予算で定める額 県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の住宅借入金等特別税額控 毎年度分として交付すべき地方特例交付金の 総額は、各都道府県及び各市町村における当該年度の個人の道府 「地方特例交付金総額 (次項及

を、 総務省令で定めるところにより、 額は、 地方特例交付金総額 各都道府県及

した額、 び各市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額(各都道府県にあっては当 省令で定めるところにより算定した額をいう。)により按分した額とす から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合計額の見込額として総務 税額控除の額の合計額の見込額として総務省令で定めるところにより算定 該年度分の個人の道府県民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別 各市町村にあっては当該年度分の個人の市町村民税の所得割の額

(定額減税減収補塡特例交付金の額)

る。

第三条の二 個人の道府県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の定額減税によ る減収見込額の合算額に相当する額として予算で定める額 補塡特例交付金の総額は、 「定額減税減収補塡特例交付金総額」という。)とする。 令和六年度分及び令和七年度分として交付すべき定額減税減収 各都道府県及び各市町村における当該各年度の (次項において

で定めるところにより算定した額、 の所得割の額から控除する定額減税の額の合計額の見込額として総務省令 定額減税見込額 付金総額を、 交付すべき定額減税減収補塡特例交付金の額は、 令和六年度分及び令和七年度分として各都道府県及び各市町村に対して 総務省令で定めるところにより、 (各都道府県にあっては当該各年度分の個人の道府県民税 各市町村にあっては当該各年度分の個 各都道府県及び各市町村の 定額減税減収補塡特例交

2

び各市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額(各都道府県にあっては当 省令で定めるところにより算定した額をいう。)により按分した額とす 税額控除の額の合計額の見込額として総務省令で定めるところにより算定 から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合計額の見込額として総務 該年度分の個人の道府県民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別 した額、 各市町村にあっては当該年度分の個人の市町村民税の所得割の額

る。

(算定の時期等)

た額とする。

(算定の時期等)

として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。)により按分し

人の市町村民税の所得割の額から控除する定額減税の額の

合計額の見込額

一日以後において、地方特例交付金の額を決定し、又は既に決定した地方 一日以終し、地方特例交付金の総額の増加その他特別の事由がある場合には、九月 し、地方物の額を、遅くとも毎年八月三十一日までに決定しなければならない。ただ の額を、第四条 総務大臣は、第二条第四項の規定により交付すべき地方特例交付金 第四条 総

2 略

特例交付金の額を変更することができる。

(地方特例交付金の交付時期)

金の額を控除した額	
る地方特例交付金の額から既に交付した地方特例交付	
当該年度において交付すべき当該地方公共団体に対す	九月
に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額	
の住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付金総額	
入金等特別税額控除減収補塡特例交付金総額の前年度	
税額控除減収補塡特例交付金の額に当該年度の住宅借	
前年度の当該地方公共団体に対する住宅借入金等特別	四月
交付時期ごとに交付すべき額	交付時期

一日以後において、地方特例交付金の額を決定し、又は既に決定した地方し、地方特例交付金の総額の増加その他特別の事由がある場合には、九月の額を、遅くとも毎年八月三十一日までに決定しなければならない。ただ第四条 総務大臣は、前条第二項 の規定により交付すべき地方特例交付金

2 略

特例交付金の額を変更することができる。

(地方特例交付金の交付時期

第五条 地方特例交付金は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞ 第五条 地方特例交付金は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞ の額の全部又は一部を交付しないことができる。

			I					l
		九月					四月	交付時期
金の額を控除した額	る地方特例交付金の額から既に交付した地方特例交付	当該年度において交付すべき当該地方公共団体に対す	に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額	の地方特例交付金総額	例交付金総額の前年度	額に当該年度の地方特	前年度の当該地方公共団体に対する地方特例交付金の	交付時期ごとに交付すべき額

ら当該年度の地方特例交付金の四月に交付すべき額が交付されるまでの間	ら当該年度の地方特例交付金の四月に交付すべき額が交付されるまでの間
4 第一項 の場合において、四月一日以前一年内及び四月二日か	5 第一項及び第二項の場合において、四月一日以前一年内及び四月二日か
なければならない。	なければならない。
える場合には、当該地方公共団体は、その超過額を遅滞なく、国に還付し	える場合には、当該地方公共団体は、その超過額を遅滞なく、国に還付し
交付金の額が当該年度分として交付を受けるべき地方特例交付金の額を超	交付金の額が当該年度分として交付を受けるべき地方特例交付金の額を超
3 地方公共団体が前二項の規定により各交付時期に交付を受けた地方特例	4 地方公共団体が前三項の規定により各交付時期に交付を受けた地方特例
例を設けることができる。	例を設けることができる。
の地方特例交付金の額等を参酌して、総務省令で定めるところにより、特	の地方特例交付金の額等を参酌して、総務省令で定めるところにより、特
交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、前年度	交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、前年度
定により難い場合における地方特例交付金の交付時期及び交付時期ごとに	定により難い場合における地方特例交付金の交付時期及び交付時期ごとに
2 当該年度の国の予算の成立しないことその他の事由により、前項 の規	3 当該年度の国の予算の成立しないことその他の事由により、前二項の規
	した額」とする。
	する定額減税減収補塡特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額を加算
	第一項に規定する定額減税減収補塡特例交付金総額の前年度の同項に規定
	共団体に対する定額減税減収補塡特例交付金の額に当該年度の第三条の二
	の表四月の項中「得た額」とあるのは、「得た額に、前年度の当該地方公
	算した額」とし、令和七年度における前項の規定の適用については、同項
	納税義務者数等を参酌して総務省令で定めるところにより算定した額を加
	「得た額に、個人の道府県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の
	額に」とあるのは「地方特例交付金の総額に」と、「得た額」とあるのは
	特例交付金の額」と、「住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付金総
	「住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付金の額」とあるのは「地方
	2 令和六年度における前項の規定の適用については、同項の表四月の項中

係地方公共団体の地方特例交付金の額の算定方法は、総務省令で定める。に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があった場合における前年度の関

(基準財政収入額の算定方法の特例)

2 第八条 適用については、当分の間 財政収入額を算定する場合における地方交付税法第十四条第三項の規定の の額、 とあるのは「当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五 分の七十五の額、 業譲与税」と、 例交付金」という。)の額の百分の七十五の額、当該道府県の特別法人事 例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律 中 基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法 十五の額」とあるのは 第一 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準 「当該道府県の特別法人事業譲与税」とあるのは「当該道府県の地方特 一百十一号)第十四条第一項の規定の適用については、 「当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」 一条第一項に規定する地方特例交付金(以下この項において「地方特 当該指定市の地方特例交付金の額の百分の七十五の額」とする。 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる ばこ税都道府 県交付金 市町村た 「当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七 当該市町村の地方特例交付金の額の百分の七十五の額. 当該都道府県が包括する市町村の 村たばこ税の課税標準数量等 「当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百 同項の表道府県の項中 (平成十一年法律第十七号 (昭和二十五年法律 前年度の市町 当分の間、 同項 2 第八条 中 と

係地方公共団体の地方特例交付金の額の算定方法は、総務省令で定める。に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があった場合における前年度の関

(基準財政収入額の算定方法の特例)

財政収入額を算定する場合における地方交付税法第十四条第三項の規定の の額、 とあるのは「当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五 業譲与税」と、 例交付金」という。)の額の百分の七十五の額、当該道府県の特別法人事 例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律 第二百十一号)第十四条第一項の規定の適用については、 分の七十五の額、当該市町村の地方特例交付金の額の百分の七十五の額 十五の額」とあるのは「当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百 基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法 適用については、 第二条 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準 「当該道府県の特別法人事業譲与税」とあるのは「当該道府県の地方特 <u>+</u> 「当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる 当該指定市の地方特例交付金の額の百分の七十五の額」とする。 市町村た に規定する地方特例交付金 「当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七 当分の間、 当該都道府県が包括する市町村の 同項の表道府県の (以下この項において「地方特 (平成十一年法律第十七号 (昭和二十五年法律 前 当分の間 年度の市町 同項

とあるのは | 当該都道府県が包括する市町村の前年度の市町 | 十一 市町村た | 当該都道府県が包括する市町村の前年度の市町

とあるのは

とする。	とする。
より算定した地方特例交付金の額 」	より算定した地方特例交付金の額]
特例交付金の特別措置に関する法律第三条第二項の規定に	特例交付金の特別措置に関する法律第二条第四項の規定に
十五の二 地方 当該年度について地方特例交付金等の地方財政	十五の二 地方 当該年度について地方特例交付金等の地方財政
割交付金	割交付金
十五 環境性能 前年度の環境性能割交付金の交付額	十五 環境性能 前年度の環境性能割交付金の交付額
とあるのは	とあるのは
割交付金	割交付金
十五 環境性能 前年度の環境性能割交付金の交付額	十五 環境性能 前年度の環境性能割交付金の交付額
	と、同項の表市町村の項中
	う。)の額
第十五号の二において「地方特例交付金」とい	第十五号の二において「地方特例交付金」とい
第二条に規定する地方特例交付金(市町村の項)	第一項に規定する地方特例交付金(市町村の項)
七号)第三条第二項の規定により算定した同法	七号)第二条第四項の規定により算定した同条
特例交付金の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十	特例交付金の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十
十一の二 地方 当該年度について地方特例交付金等の地方財政	十一の二 地方 当該年度について地方特例交付金等の地方財政
	県交付金
ばこ税都道府 村たばこ税の課税標準数量等	ばこ税都道府 村たばこ税の課税標準数量等
十一 市町村た 当該都道府県が包括する市町村の前年度の市町	十一 市町村た 当該都道府県が包括する市町村の前年度の市町

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)(抄) (附則第六条関係)

た額の全部又は一部に相当する額を譲与するものとする。	則第十条第四項の規定により交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れ	十七条及び第三十条第一項の規定にかかわらず、特別会計に関する法律附	て市町村及び都道府県に対して譲与する森林環境譲与税については、第二	施策の実施状況等に鑑み、令和二年度から令和六年度までの各年度におい	第二条の二 市町村及び都道府県における森林の整備及びその促進に関する 第二	(森林環境譲与税の譲与の特例)	附則	改 正 案
た額の全部又は一部に相当する額を譲与するものとする。	則第十条第三項の規定により交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れ	十七条及び第三十条第一項の規定にかかわらず、特別会計に関する法律附	て市町村及び都道府県に対して譲与する森林環境譲与税については、第二	施策の実施状況等に鑑み、令和二年度から令和六年度までの各年度におい	第二条の二 市町村及び都道府県における森林の整備及びその促進に関する	(森林環境譲与税の譲与の特例)	附則	現行